

1. 議事日程第3号

(平成20年第11回大口町議会定例会)

平成20年12月15日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	長屋 孝成	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	総務部参事 兼 情報課長	小島 幹久
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義
環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広	会計管理者	前田 守文
教 育 部 長	三輪 恒久	教育部参事	野田 敏秋
行 政 課 長	前田 正徳	企画財政課長	掛布 賢治
税 務 課 長	松浦 文雄	福祉課長	馬場 輝彦

保険年金課長 吉田 治 則

地域振興課長 星 野 健 一

健康課長 河合 俊 英

建設課長 鵜 飼 嗣 孝

下水道課長 江 口 利 光

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近 藤 登

議 会 事 務 局 長
次 佐 藤 幹 広

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（吉田正輝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土田 進 君

議長（吉田正輝君） それでは、土田進君。

8番（土田 進君） 皆さん、おはようございます。8番議席の土田進でございます。

議長さんのお許しを得ましたので、通告に従いまして4点ほどお伺いをいたします。

まず最初は、焼却ごみの減量についてお尋ねをします。

平成17年11月26日に大口町では焼却ごみ減量町民集会在開催され、3年間で焼却ごみ、平成17年度実績の20%を削減する「焼却ごみ減量宣言」が採択されました。平成18年の8月から9月にかけて、町主催により全地域でごみ減量・分別地域説明会が開催され、また、目標達成のための諸施策が実施されました。目標の3年目の期限も近づいていますが、焼却ごみの排出量の推移はどのようになっているのかお尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 改めて、おはようございます。

土田議員さんから焼却ごみの減量状況をお尋ねいただきました。

平成16年以降の焼却ごみの量につきましては、次のとおりとなっております。まず平成16年度、家庭系が3,582.7トン、事業系ですが、2,445.76トン、合計で6,028.46トンであります。17年度が家庭系3,666.74トン、事業系2,310.91トン、合計ですが、5,977.65トン。18年度、家庭系3,687.66トン、事業系2,263.83トン、合計ですが、5,951.49トン。19年度ですが、家庭系3,605.04トン、事業系2,334.3トン、合計ですが、5,939.34トン。平成20年度の見込みといたしましては、家庭系が3,400トン、事業系が2,100トンであります。合計では5,500トンという見込みであります。以上であります。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） ごみ減量・分別地域説明会の実施、リサイクルセンター開設とスタンプ制の実施、有機資源（剪定枝）集積所の設置、年末ごみ減量作戦などのいろいろの施策がとられ、焼却ごみの減量に向けての努力がなされたことは大いに認めますが、残念ながら目標の20%減量は難しく、現在の予想では7.5%程度の減量になるうかと思われます。この結果についてどのようにとらえてみえるのか、お聞きしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 2番目の質問でございます。

焼却ごみの20%減量の目標達成についての状況等でございますが、ごみの減量は循環型社会の構築に欠かすことのできない重要な課題であります。このごみの減量は、日々の積み重ねがあつてこそ達成できるものと考えております。家庭それぞれが、日々ごみを20%減らすという意識づけが必要だと考え、町民の皆様には、ごみの中からの資源の徹底した分別を、行政では、これまで排出されるごみを年間で、あるいは月単位で把握し、その増減についての管理を行っていたものを、本年度より、日単位で把握・管理していくようマネジメントサイクルによる管理へと改善し、常に目標達成のために何が必要か、何を改善する必要があるかなど、常に問題意識を持つことができるマネジメントシステムを構築し、取り組んでおり、20年度中におきましても、既に、リサイクルセンターの利用促進を図るため、人員をふやすことなく内部で協議をし、土曜日の開館、また、この後も年末に増加が予測されますごみの分別を推進するため、リサイクルセンターの12月30日までの開館、スタンプカード制への登録の推進のため、各地区の資源ごみ回収へ分別指導を兼ねて出かける。さらには家庭での生ごみ減量を図るため、スタンプカードの景品に堆肥化バケツとボカシを加えるなどの対応をしてまいります。

その結果につきましては、初めの御質問に回答させていただきましたとおり、平成20年度のごみの減量という結果となりあらわれておりますが、こうした手法への取り組みが本年度からとおくれたため、目標といたしております平成20年度末までの達成は無理な状況となっております。引き続き、目標達成のためへの計画、実施、確認・評価、改善を繰り返すことにより、ごみ減量に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 焼却ごみ減量宣言が出され、ごみ減量・分別地域説明会が実施をされましたものの出席者は750人と全世帯の10%程度であり、宣言の趣旨が町民に十分伝わっていませんと言わざるを得ないのではないかと思います。いろいろと焼却ごみ減量の施策がとられたものの、20%減量の目標達成は無理なようです。しかしながら、7.5%ではあるが減量する

ことができ、それなりの効果があったものと思われます。そこで、次期焼却ごみ減量計画を検討されるお考えはないのかお尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） まず最初に、今、議員さんが言われました冒頭のごみの対象となります年度でございますが、16年度でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それが6,028トンでございますので、20年度の見込みが5,500トンと予想されておりますので、割り返しますと、8.77%になろうかなという状況でございます。

それでは、3番目の焼却ごみ減量計画の検討の関係でございますが、平成20年度以降のごみ減量の計画につきましては、現在、構成団体と共同で策定を進めております、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とする大口町ごみ処理基本計画の中で位置づけをしてまいります。さらには、大口町ごみ処理基本計画が10年という長期間の目標となりますので、目標達成に向け、さきの質問でもお答えさせていただきました、現在進めておりますマネジメントサイクルを常に意識し、目標に向かって努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 現在の焼却炉への負担を軽減するために、ぜひ今後も焼却ごみ減量の取り組みを、今まで以上に住民に呼びかけていくべきだと思います。

次に、有機資源（剪定枝）集積所の利用についてお尋ねをします。

焼却ごみ減量と野焼きの原則禁止に対応するために、有機資源（剪定枝）集積所が設置されました。その利用状況を年度別、品目別にお伺いをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 有機資源（剪定枝）の利用状況のお尋ねでございます。

剪定枝集積所の年度別、品目別の利用状況につきましては、次のとおりとなっております。平成18年度につきましては、12月からの開設でございますので、剪定枝が22.77トン、草が3.79トン。19年度につきましては、剪定枝が143.24トン、草が25.38トン、竹でございますが、これは12月からの受け入れでございます。2.87トン。続きまして20年度でございますが、10月までということをお願いしたいと思います。剪定枝が112.85トン、草が69.74トン、竹が6.21トンでございます。以上です。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） ことは年間予想で、まだこれからありますので、年間で剪定枝が200

トン、竹で約10トン、草で120トンぐらいになると。このように利用が急増している要因をどのように認識しておられるのか、お聞きをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 量がふえた要因ということでのお尋ねだと思います。

剪定枝集積所の利用がふえた要因につきましては、これまでに庭先や農地などで野焼きされておりました剪定枝、あるいはごみ袋に入れられる焼却処理に回っていた草などが資源として分別されるようになってきたことによるものと考えております。

（ 8 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8 番（土田 進君） 利用が多くなって、また搬入量が多くなったことはよいことだと思います。しかし、有機資源（剪定枝）再生委託料、いわゆる処理料金はどれぐらいになっているのか、年度別でお答えを願いたいと思います。また、再生委託はどこに依頼をしているのかお尋ねします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） まず、再生委託料の関係であります。平成19年度の再生委託料は388万6,771円。なお、20年度の再生委託料は10月末現在でございますが、419万6,397円となっております。支払い先につきましては、剪定枝などのチップ化を委託している岐阜県の山友木材株式会社及び日曜日の剪定枝置き場の管理を委託している大口町コミュニティーワークセンターでございます。

支払い先ごとの内訳といたしましては、19年度の山友木材株式会社が357万1,771円、大口町コミュニティーワークセンターが31万5,000円となっております。また、20年度では、山友木材が399万8,397円、大口町コミュニティーワークセンターが19万8,000円となっております。

（ 8 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8 番（土田 進君） 集められた剪定枝・竹・草はどのようにして有機資源となり、また、どのように利用されているのかお尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 回収させていただきました有機資源の利用方法でございますが、剪定枝・草につきましては、町民の皆さんがごみと分別をいただいた段階で有機資源という状態になります。その後、有機資源として回収いたしました剪定枝・草などは、それぞれのリサイクルによる工程を経て活用されておるという状況でございます。

（ 8 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 有機資源（剪定枝）集積所の利用が大変多くなっておりますが、搬入量がふえた実績を強調しているわけにもいかないと思います。その処理代金は、平成20年度の予算では、有機資源（剪定枝）再生委託料は388万6,000円だったと思います。本年度の予想でいきますと、ほぼ倍額の700万を超えるのではないかと予測されます。有機資源（剪定枝）集積所の利用の実態をどのように把握しておられるのかお尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 利用実態の把握につきましては、利用の際、利用申込書を設けておりますので、これに利用年月日、住所、氏名、電話番号を記載していただくことで把握をさせていただいておるという状況でございます。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 私も少々庭木がありますので、自分で剪定して、集積所を利用しておりますが、大変便利に思っております。

有機資源（剪定枝）集積所の利用は、当然に大口町の住民で、自分の家庭から排出される剪定枝・竹・草に限られているはずですが、しかし、私が聞くところによりますと、他市町の住民が大口町の住民の名前をかりて搬入したり、業者と思われる人の利用が多いと聞いております。私は乗用車で搬入しているために、1回に少しの量しか運べないので、10月から12月にかけて、毎週のように利用しております。その際、私が目にしたものは、同じ人で2トンドンプ2車で搬入をされまして、1車は「何時までやっているんだ。そうか、もう一回行ってくるで」といって、私が待って見ておりましたら、また1台2トンドンプで搬入されました。1台の車は岐阜県ナンバーでありまして、そのボディーには「産業廃棄物収集運搬車」と書いてありました。搬入されたものは大木の伐採したもののようでしたが、これが果たして一般家庭の剪定枝だろうかと思わざるを得ませんでした。集積所は適正に利用されていると認識されているのかお尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 利用いただいております大多数の方は、ルールを守っていただいで適正に利用いただいていると考えております。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） いずれにしる搬入されたものは、住民の皆さんの税金で処理しています。もし不正利用がされているのであれば、次第にエスカレートしていくことも危惧されます。そ

うした事態にならないために、集積所の利用が適正に行われるように対策を検討される必要があると思いますが、どのようにお考えかお尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 先ほど質問にもお答えさせていただきましたとおり、利用される大多数の方は、ルールを守っていただいで適正に利用いただいでおりますが、一部に時間外にお持ち込みをされるなど、ルールを守らない方がございまして、そのため現在では、入り口にかぎをかけるなどの対策をしております。今後も必要に応じた対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

（ 8 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8 番（土田 進君） 業者かどうかとか、そういったところのチェックはされているでしょうか。お伺いします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 先ほども申し上げましたように、申込書を重視しておる状況でございます。

それから、先ほど議員から御発言がございました、そういうお車等での持ち込みでの疑義という状況のことの御発言がございましたが、例えば私が業者に剪定をお願いしまして、自分のところで車がないので、その車で持って行ってほしいという場合も考えられるかと思っておりますので、すべてそれが業者の方が持ち込みというふうには断言できないかなというふうには思いません。

（ 8 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8 番（土田 進君） 一般家庭で2トンダンプ3台分などというのは、到底一般家庭のごみだとは思えないと私は思います。

私は、この一般質問の通告書を12月1日に提出しましたが、その後、今月の7日、日曜日に利用した際に、今まで耳にしたことのない会話を聞きました。トラックを搬入した人に対して管理人が、「業者じゃないわね。最近、役場がうるさいでね」と大声で注意を促してみえました。以前には聞かなかった会話であります。大変よいことだと思いましたが、しかし、管理人だけに責任を負わせるのではなく、不正利用ができないような対策を立てる必要があると思えます。多くの住民の皆さんが便利に思って利用している有機資源（剪定枝）集積所であります。適正な利用を住民に広報して、住民一人ひとりルールを守って有効に利用し、野焼きを減らすとともに焼却ごみの減量をしたいものであります。

次に、菜の花エコプロジェクトの推進についてお尋ねをします。

去る9月定例会の私の一般質問に対し環境建設部長の答弁は、今後の菜の花エコプロジェクトの推進につきましては、全町農業公園構想における「景観・健康」をキーワードとした事業に位置づけ進めてまいりたい。町内で栽培された種を町で買い取り、景観事業に利用したり、あるいは菜種を加工して食用油にして給食等で利用し、地産地消に活用していくなど、地域内で菜種の栽培から菜種油の加工・販売まで、トータル的に取り組んでいける仕組みを住民の皆さんと考え、菜の花エコプロジェクトを推進してまいりたいとの答弁をされました。しかし、その後、一般への働きかけは何もなかったと思います。これを事業として継続するのであれば、種まきの時期も過ぎていると思いますが、ことしも菜の花エコプロジェクトを継続していかれるのかどうか。お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 平成19年度の町内ボランティア団体の皆さんの企画により始まりました菜の花エコプロジェクトにつきましては、さきの議会でも答弁させていただきましたとおり、継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 11月の中旬時点において、私の知っている限りでは、対応されていなかったと思います。その後に対応されたのではないかなと思っております。

昨年度は、NPOヘルシーエイジングの会と協働され、一般に広報も行われたのですが、ことしは何もなかったのではありませんか。どのような方法で協力者を募集されたのかお尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 21年度の景観事業として利用する菜種を播種するための農地の確保、及びその後事業を実施していくための団体などと調整を行いました。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 広報を行った昨年でも参加者がごく少数であったので、ことしは昨年より力を入れて広報すべきであったと思います。ことしの参加者は何人で、どのような方なのか、また栽培面積はどれぐらいなのか。お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 今年度の作付の面積は15アールです。あと、団体につきましては、今、検討中の団体が1団体ございます。それから、播種をしていただける団体ということ

で、1団体と1ボランティアというふうな状況でございます。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 種まきの時期も過ぎておると思いますが、種まきはされたのかどうか。いつまかれたのか。種取りが目的であるならば、今の時期から種をまいたのでは、田んぼでは無理と、畑になろうかと思えます。収穫は手刈りにされるつもりなのか、コンバインにされるのか。いろいろ検討されていると思いますが、現時点で採用している栽培方法、収穫方法についてお尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 播種の時期は11月の下旬でございます。それからあと、これも早まき・遅まきとありますので、どちらかという遅まきになるのかなと。それから、作付の方は水田ではなくて畑という状況でございます。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 当然、今からまいたのでは、収穫がひよっとしたら7月の終わりか8月にできればいい方かなと。田んぼにまだ水がいっぱいありますので、とても種は無理ということで、畑でなければならぬと思えます。昨年の教訓から、手刈りではとても手間がかかって大変ですので、当然のことながら、コンバイン刈りになると思われま。

種まきの適期ですが、書物によりますと、9月末からせいぜい11月の初旬までということで、11月の下旬ということであると、果たして収穫がうまくいくのかなと、大変私は心配をしております。事業を本格的に取り組むのであれば、もっと早くから取り組むべきでなかったのではないのでしょうか。この事業に対する決意のほどをお聞かせください。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) この菜の花エコプロジェクトは、国内のさまざまな地域や地区で市民活動として実施されております。資源の地域内での循環が理解しやすい活動として、また環境教育の一環として取り組みをされている団体も多くあります。いずれにいたしましても、このプロジェクトに参画いただく団体の方と十分な意思の疎通を図りながら進めてまいりたいと考えております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 焼却ごみの減量計画や全町農業公園構想の菜の花エコプロジェクト等、住民の参加・協力がなくては成功が困難な事業に対して、住民への広報・周知方法に問題があ

るのではないかとと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 周知方法についての御質問でございます。

住民の皆さんと協働で事業を実施していくためには、一方的な行政からの周知にとどまらず、計画の段階から町民の皆さんと行政とが対等の立場で進めていかなければならないと考えております。この菜の花エコプロジェクトにつきましても、必要な団体の皆さんと十分な協議の上、進めてまいりたいと考えております。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8 番（土田 進君） 前回の 9 月定例会の一般質問でも申し上げましたが、各種計画が行政側の構想だけに終わらせてしまうのは大変残念に思っております。住民への広報に力を入れ、住民の参加・協働を得て目的が達成できるよう、最善の努力をされることこそ行政に求められているのではないかとと思います。来年度以降のこの事業に対する本格的な取り組みを期待しておきます。

最後に、一般財源の予算作成の取り組みについてお尋ねをします。

世界的な景気悪化で国内企業の業績が急激に悪化をし、国や県だけではなくて、企業城下町と言われる市町村でも、税収減によって自治体財政に大きな影響が出始めていることが報道されています。また、12月9日の日本経済新聞で、工作機械大手4社の今期純利益が大幅減益になる見通しを伝えていました。大口町に本社のあるオークマにおいては、純利益が58%減ると予想しております。業績予想を下方修正しておりますが、また12月10日には、工作機械工業会が11月の工作機械受注額が前年同月比62%減で過去最大の下げ幅となったと発表しました。そのほかにも、私の手元にある資料では、大口町に本社や工場を持つ自動車関連企業などは、大幅な業績予想の修正を公表しております。このような急激な経済環境の変化のもと、大口町の平成20年度の一般会計における法人住民税の当初予算15億3,866万円と、現在までの歳入及び年度末までの決算予想の金額との差異はどの程度を予想しているのかお尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 一般財源の予算作成の取り組みについてお答えをいたします。

平成20年度における法人住民税の歳入状況及び年度末までの予測等についてであります。

法人住民税の今年度の予算額は、今もお話がありました約15億3,800万円で、11月末現在の歳入額は約10億7,700万円、予算額に対しまして70%の割合となっております。また、年度末までの歳入予測につきましては、11月末現在の各法人からの申告に基づく調定額が15億

8,200万円であることから、収納率を低目の99%で見たとしても、おおむね予算額どおりの歳入を見込めるものと考えております。町税全体では、11月末時点での予算額、約57億900万円に対しまして、歳入額は41億3,300万円、72%の割合となっております。年度末までの歳入予測につきましては、調定額が59億9,800万円であることから、収納率を95%で見込み、57億円程度の歳入になると考えております。

(8 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) 国においては、12月4日の予算委員会で麻生総理が100年に1度の経済危機との認識を述べました。愛知県においても、12月の定例県議会で神田知事は、本県は自動車産業を初め輸出関連企業の割合が高く、暴風雨の真ただ中にある状況と、企業業績の悪化が県税収入に与える影響を強調。来年度の県税収入について、過去最大となる3,000億円規模の減収見通しを示しました。それに対し議会各派からは、「非常事態だ」「そこまで落ち込むとは」と驚きの声が上がったと新聞で報じておりました。また、豊田市は、法人市民税収が今年度の当初予算比で9割減収になり、田原市は8割減収になるとの見通しを明らかにしました。大口町でも、今後、税収の3割以上を占める法人町民税が大幅減収になるのではないかと心配されます。そこで、平成21年度の予算編成に向け、歳入額の予想は非常に難しいであろうと想像しておりますが、特に影響が大きいと思われる法人町民税の歳入予算額について、お尋ねをします。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森進君) 平成21年度における法人住民税の歳入予測額についてお答えをいたします。

議員御承知のように、また議員からお話がありましたように、金融問題から端を発したアメリカ経済の不況等の影響から、ことしの夏以降の我が国の急激な景気の後退は、過去に例のないものであります。このところのマスコミ報道によれば、トヨタ自動車は営業利益が7割もの大幅減益になると予測しております。また、工作機械メーカーにおいても、10月の受注額が前年同月比で40%の下落をしたと言われております。

こうした状況の中、本町の平成21年度法人町民税への影響は非常に深刻なものがあります。現在、来年度予算の編成作業を始めているところでありますが、先月、企業訪問を実施し、町内各企業の状況をお伺いしてまいりました。その結果から考えますと、均等割額は19年度実績並みの9,800万円を見込めるものの、法人税割額は7億円と今年度の2分の1以下になるものと考えております。法人町民税合計としては8億円弱の予算計上を考えており、昨年度の22億円の歳入から一転し、普通交付税が不交付となって以来、昭和56年以降であります。過去最

低レベルの厳しい財政状況になると予測しております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 県内各首長が見通しを公表しております。先ほど総務部長から回答をいただきましたが、ここでぜひ町長みずからのお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 (吉田正輝君) 町長。

町長 (酒井 鎧君) 土田議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

ただいまも総務部長の方から述べさせていただきましたように、来年度の予算は大変に難しい予算になってくるな、こういうことを考えております。しかしながら、私どもは従来から取り組んでまいりました、行政コストを下げる、こういった考え方で今取り組んでおるところであります。また、財政の蓄えも今までしてきたつもりであります。計画に対しては、順調にこれを推移させていきたいと、こういうふうに思っておりますし、できるだけこれからは行政コスト削減に努め、集中と選択、こういった形で行政運営をしていきたい、このように考えております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) どうも、突然でありがとうございました。

秋以降の世界金融危機に端を発した景気悪化は急速で、過去に経験したことの無い危機的な事態となっております。回復には相当な年月を要するのではないかと報道されています。今、日本経済は暗いニュースばかりで、町民は今後の大口町の財政は大丈夫なのかということが一番心配しております。今後、当分の間、好景気が望めないとすれば、行政としては知恵と努力で歳出をなるべく抑え、住民へのサービスの低下を来さないように要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

丹 羽 勉 君

議長 (吉田正輝君) 続いて、丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 7 番議席の丹羽勉でございます。

通告に従いまして、組織機構改革について質問させていただくわけですが、このテーマにつきましても、質疑で3時間近く、さらには総務文教委員会においても1時間余にわたり議論尽くされました。また、今定例会に提案され、総務文教委員会に付託されました議案第62号 大口町部設置条例の全部改正については、全員の賛成により可決されたところであり、今さら一

般質問をとみずからが思っているところであります。そこで、組織機構改革について、私なりの評価を述べさせていただきます。

このたびの組織機構改革は、第6次総合計画の組織、意識、財政の三つの改革を推進するために求められるものだと理解するものであります。組織の改革は、職員の意識を変え、職員の意識改革が組織を変えらると思えます。機能しやすい組織体制の構築、権限移譲による予算の枠配分、さらには職員の枠内配分など、将来を見据えた画期的な改革だと評価するものであります。しかし、一方では、組織のスリム化を打ち出すことにより、一つの部を三つの課以内の枠に制限したり、事務の効率化のため、人事、企画、財政の主要業務が一極に集中するなど、業務のウエートがアンバランスとなり、また、同一業務を二分化するなどの無理ではないかという感じも否めないところであります。

しかし、新しいことをやるのが改革であり、チャレンジだと思えます。中央集権体制から地方分権体制への移行、道州制の導入など、広域行政が検討される中、景気の変動や産業構造の変化にも対応できる行政体制をつくる必要があると考えます。そういう状況のもとにつくられた組織機構の運用に当たっては、常に町民の目線で柔軟に運用されなければならないと考えます。

通告いたしました組織機構改革については、既に多くの議員から質問され、執行部の答弁をいただいております。円滑な議事運営を図るため、関連質問のみとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、環境建設部長にお伺いします。

独立した所属の名称が消えた下水道課は、一定の使命を果たした部門に当たると理解しますが、下水道事業は残るものの、下水道課の名前が役場の中から消えれば、既に水洗化した地域の町民の方は、大口町全域が水洗化されたと錯覚するであろうし、いまだ水洗化されていない地域の方は、自分たちのところは水洗にならんのだろうかと不安になると思えます。さきの質疑で答弁されました、上小口三丁目地内の幹線整備状況及び面整備の予定、さらには上小口一丁目の集落、河北地区の今後の計画を町民に発信するお考えはありませんか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 情報公開の関係で御質問いただきました。

五条側右岸の上小口一丁目及び河北地区の下水道整備につきましては、12月8日月曜日の議案質疑のときにお答えをさせていただきましたように、平成23年度までに新たな事業認可の取得が必要であります。また、来年度から県との具体的な調整作業に入る計画になっております。

これまで下水道計画につきましては、毎年、広報で年次計画がわかるようお知らせいたしておりますが、上小口一丁目及び河北地区につきましては、今後、事業認可が得られなければ工

事には着手できませんので、認可が得られ次第、広報等で周知してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 情報は提供することによって理解し合えると思います。広報により広報するということですが、少なからずとも該当地域については、直接説明会などを開くなどして御理解をいただくのがやはりベストではなかろうかと思えます。私どももそうですが、文書でいただいたものというのはなかなか読みません。個別にいただければいいんですが、広報のように画一的に配られる資料に基づいて皆さんに知らせたというのでなく、今申し上げましたように、該当地区については少なからずとも直接町民に情報を提供、訴えるということが必要だろうと思えます。計画の段階なら計画ということをはっきりと明らかにして説明するのがやはり一番いいのではないかと思えますが、そういう地域に対して直接御説明する、広報するお考えはございませんか。お伺いします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 先ほども申し上げましたように、あくまで事業認可を確実に 100% いただけるというのは、しかる時期に入らないと断言できないところもございますので、現段階では、こちらの気持ちとしては進める気持ちは持っております。先般にもお答えさせていただいておりますとおり、進めていく格好では思っておりますが、しかし、先ほど言いましたように、認可というのは、そういう作業に入った段階で認可が取得できるという状況もございますので、100% 確定できない段階では、早まってお地元の方へ説明するというのはいかなもんかなという考えも持っております。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 今後、できる限り公開して、協働によるまちづくりに努めていただきたいと考えます。

もう 1 点、環境建設部長にお伺いします。

昨年 9 月に下水道使用料の徴収業務を丹羽広域事務組合に委託し、徴収方法を変更されましたが、その業務の移行はスムーズにできましたか。お伺いします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 下水道使用料の徴収の移行がスムーズにできたかという御質問でございます。

下水道使用料の徴収委託につきましては、収納率の向上等を図る目的で、下水道使用料と水

道使用料と合わせて徴収できるよう、昨年の8月請求分（6月・7月の使用分）から丹羽広域事務組合へお願いしているところでございます。

徴収におけますシステムの変更に伴います旧の下水道使用料のデータを新システムに移行する際、移行の条件が正しく設定されていなかったことによりまして、すべてのデータ移行がなされていないことが判明いたしました。原因を調査するため、旧のデータの内容を確認したところ、過去に何らかの理由で下水道の利用を停止した履歴が残っている方であることがわかりました。このことが要因となり、6名の方のデータの移行ができず、昨年からの下水道使用料の請求がなされておりました。

今回の件につきましては、旧のデータが正しく移行されているかどうかの確認作業ができていなかったことが大きな要因でございます。関係者の皆様へは、事態の説明とおわびをいたしました。このような不手際があったことにより、御迷惑をおかけいたしましたことに対しましては、大変申しわけなく思っております。以上でございます。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） ミスがあったということでございますが、私はそのミスをどうこうということを申し上げるつもりはありません。やるべきことがやられていなかったということに対して憤りを感じます。大変な作業かとは思いますが、全データをチェックするということは大変かもしれませんが、結果的ににおいては、こういうミスが発生してやらざるを得なくなったということです。ならば、業務を移行したときにやっておけば、こういう問題もなかった。ここで陳謝していただく必要もなかった。そういう町民の方に迷惑もかけずに済んだと思います。ですから、システムの変更とか、新しいデータを入力したときとか、要するに業務を変更したときは、そういう確認作業が必要だということです。やはり職員個々の意識の問題ではなからうかと思えます。やはりこういう改革が職員の意識改革につながることを期待しておりますが、環境建設部長さんとしてはどのようにお考えか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 3点目の御質問でございますが、まず再発防止策といたしましては、データの入力手順や出力方法等の再確認を行うとともに、水道部に対しましては、納付書を送付する際に、疑義があるものについては下水道課へ連絡をいただくようお願いするとともに、下水道課といたしましては、水道部の方から納付書等を送付する前に、水道部へ出かけて確認作業を行っているところでございます。

このような不手際につきましては、議員さんが言われますように、システムの変更や、さらには新規のデータの入力など、通常と違う作業を行ったときに発生するため、事後の確認を行

うよう改めて行政経営会議や部課長連絡会議の場で周知し、職員の意識改革に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) では、同じ問題ですが、副町長にお伺いします。

この種の問題につきましては、一つの部局だけではなく、庁内全体どの部署においても、こういう問題は発生し得ることではなからうかと思えます。そうしたことで、副町長といたしましては、部下にどのように指導しておられるか。また、こういう不手際な問題が発生したときにどういうふうに把握しておられるのか、副町長のもとまで報告があるのか、その辺のところをひとつお伺いいたします。

議長 (吉田正輝君) 副町長。

副町長 (社本一裕君) 丹羽議員さんから御質問いただきました。今、所管の担当部長からお答えをさせていただきましたように、特にこの問題につきましては、お隣の扶桑町さんとあわせた形の中で、それを丹羽広域の方でお願いを申し上げるということで、私もこの件については移行を切りかえる。その中でも、特に年度で区切ってやるというわけではございませんでしたので、特にそういった形でのデータ移行が難しいということと、御承知のように、関係する扶桑町さんとのシステムが違うというようなお話の中で、ぜひともきちんと確認をしながらやってほしいということで、万全の体制でということと臨んでくれたというふうに考えておりましたけれども、この件についての 6 人の方に大変御迷惑をおかけしたというような事態が発生したということでございましたので、所管の担当部長からは報告をいただき、また所管の課長にもお会いして、今回のことについてのお話をさせていただいたことがございます。今、議員から御指摘がありましたように、事前にこういったことのチェックがされておれば、このことについても十分クリアができたのではなからうかというふうに思っておりましたけれども、早速そういったことについても課長の方から報告がございまして、町長にも御報告を申し上げたという経過がございます。

御承知のように、今年度は特に、県下、あるいは全国的にも高齢者医療制度で切りかえるのにいろいろ課題ができたとか、あるいは食料の問題につきましても、給食センター等で今扱っている材料についても課題があったというようなお話があったりというようなこともございましたので、そういった件についても、これは当然のこととございますけれども、私どもが定期的開催しております行政経営会議、あるいは部課長会議で、すべての職員の方にこういったことについての経緯、あるいは喚起もさせていただいておりますし、ぜひともそういった取り組みについて遺漏がないようにということをお願いしておるような状況でございます。ただ、

今のこういったものにつきましても、やはり私どもの中で、幸いにもそういった形の中でクリアができたというものも多々あったわけでございますが、今回のようなことが起きますと、今、議員が御指摘のような御質問があるということは十分承知をするわけでございますが、ぜひともこれにつきましても、これからも十分職員にも徹底しながら気をつけてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) いい話というのはよく伝わると、報告があるということをお伺いします。私も経験上、そういうことはありました。褒められるようなことはすぐ報告が来ますけど、しかられるようなことはなかなか報告が来ません。しかし、それは逆であると思います。どうかそういう職員や組織にとって不都合なことは必ず把握できるように、情報が上がってくるような体制をつくっていただきたいと思います。今回の組織機構改革においても、そういうことも加味されておられるということをお伺いしますが、ぜひともそういうことにもひとつ御配慮をいただきたいなというふうに思います。

最後に、総務部長さんにお伺いいたします。

この組織機構案が作成されました第 6 次総合計画推進プロジェクトの任務は、総務部政策推進課に引き継がれるようですが、この組織機構改革が所期の目的を達成するために、改革後の各部課に若手代表によるプロジェクトをつくっていただいて、その運用が柔軟にできるようなシステムをつくるお考えはないか、お伺いいたします。執行部の方は、この組織機構が最高なものだというふうに考えておられると思います。私も同感です。現時点では、この上ない、これが最高の組織ではなかろうかと思いますが、当然、運用していく過程では不都合も出てくると思います。しかし、それをチェックできるのは、担当課である政策推進課ではやはり手前みそになってしまうと思います。これを一步離れた別の組織をつくることによって、その組織においてチェックをすれば、この機構改革がよりよいものになるのではなかろうかと思いますが、総務部長さん、いかがでございましょうか。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 今回の提案をさせていただきました部設置条例、さらにはその中でお話をさせていただきました、21 年 4 月から実施を予定しております組織機構改革につきましては、当本議会において非常に多くの議員さんからの質疑、さらには先ほど丹羽議員さんからお話がありましたように、所管の常任委員会においても御議論をいただきました。そういう中で、今、御質問をいただいたというふうに理解をしておりますが、この組織機構改革につきましては、担当課としては行政課が主に進めておってくれたわけでございますが、

同時に進んでおりました第6次総合計画の推進プロジェクトとの連携、そういう中でよりいいものになっていったんではないかなあというふうに思っております。そういうのが、今、議員の評価として、お言葉として聞けたんではないかというふうに思っております。これをいかに住民の方に早い段階で周知をし、また理解をしていただいて、私どもの仕事がスムーズに回っていくようにするのか。当然、これは検証をしていく必要があるというふうには認識いたしております。さりとて今のそれぞれの役所の仕事の分担からいえば、政策推進課あたりが事務局になるというふうに思いますが、今回、政策推進に企画、あるいは財政、人事、この三つの所掌事務を加えたわけでございますが、それにつきましてもる説明をしまいいりました。そういうことから、今回、政策推進課におきまして、多分、今後はこの組織機構についての検証を中心に行っていくことになると思いますが、広く職員の皆さんから意見を聞き、そういう中で対応していきたいということを考えれば、行政経営会議の場での議論、情報の共有、さらには若い職員、階層を超えました職員からの情報の収集、そういうものを含めて、よりいい、よりまた住民の方に受け入れられる組織にしていく必要があるというふうに思っております。今の段階で、お話がありましたプロジェクトまでの具体的なものは持ってはおりませんが、その検証につきましても今後も十分に進めていく必要があるというふうに思っておりますし、そのように認識はいたしております。

(7 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 過去に5回、きょうで6回目の一般質問をさせていただくわけですが、私のテーマが一般質問の前に多くの議員さん方から質問をされ、私が質問する材料がなくなってしまったことが極めて残念な一般質問になってしまいました。本当に熱の入った質疑、委員会の場の質疑など、本当にこれ以上のない議論がされた機構改革案だったと思います。

行政の原点は、町民の幸せだと思います。このような機構改革が行われ、そしてこれが運用されていくときに、町民が今何を望んでいるのか、常に町民の目線に立った柔軟な対応をしていただくことを最後に要望して、私の質問を終わらせていただきます。

議長(吉田正輝君) 会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

(午前10時30分)

議長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時45分)

柘 植 満 君

議長（吉田正輝君） 続いて、柘植満君。

3番（柘植 満君） 3番議席、柘植満でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、地上デジタル放送への円滑な移行推進についてお伺いをいたします。

地上デジタル放送への完全移行が2011年7月24日まで2年7ヵ月余りとなりました。高画質・高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけではなく、標準機能として、字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害がある人にも配慮したサービス、ワンセグの充実などが期待されているところでございます。

公明党は、これまで青年委員会が2006年11月から2007年1月にかけて、視聴者の負担軽減を求める署名活動を実施いたしました。約326万人の署名簿を当時の安倍総理など関係閣僚あてに提出をし、地上デジタル放送への円滑な移行、視聴者への負担軽減などを政府に要望してまいりました。こうした要望を受けて総務省は、ことし7月24日、低所得者への受信機の無償配布などを柱とする地上デジタル放送推進総合対策をまとめました。そのことを踏まえ、お伺いをいたします。

初めに、高齢者、障害者へのきめ細かな受信説明会の実施を掲げていますけれども、本町ではどのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 地上デジタル放送に向けての町の取り組みの御質問でございます。

広報「おおぐち」11月号で、地上デジタル放送に関する特集記事を掲載いたしました。今後は、地デジ詐欺に対する対応も含め、高齢者教室での啓発や高齢者の方々と接する機会の多い、例えば民生委員さんの御協力をいただき、きめ細かなPR活動を実施していきたいというふうに考えております。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 高齢者の方たち、いろんな会合があると思いますけれども、高齢者教室ということで、各区に回っているような説明とかは考えておられないでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それぞれの行政区において、敬老会等々というんですか、そんな事業を実施されておる行政区もございまして、今のところ、そこまでは考えておりませんが、特に民生委員さんの活動の中で御協力をさせていただきまして、PR活動を実施していきたいというふうに考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) いろいろ地元からそういった会合の要請があれば、ぜひお願いをしていただきたいと思います。

次に、課題は高価な地デジ対応受信機購入に伴う経済負担ということで、安くなったとはいえ、まだまだ高価で、低所得の方や生活保護世帯では手が出ないというのが実情でございます。テレビを楽しみにしているひとり暮らしの高齢者の方々が、急にテレビが見られなくなったということはあってはならないことだと思います。長期的に地デジの対応は、今、コマーシャルでもされておりますけれども、経済的弱者への支援として、高齢者、障害者へ受信機の購入の助成、そのお考えを伺います。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 先ほども議員の発言の中にございましたが、現在、国において生活保護受給世帯、あるいは市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉施設の入所者に対し、受信に必要な専用チューナーの無料支給が検討をされております。現在の専用チューナーの売れ筋は 1 万円前後のようですが、今後、さらに低価格化が進むと思われまますので、もうしばらくその情勢を見きわめ、町独自の支援策について判断をしていきたいと考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) 地デジの対応におきましては、いろんなところでもう取り組みが進んでいるようでございます。地デジの購入費を導入されたところもいろいろとあるようでございまして、テレビの放送を早くからアナログから地デジへの完全移行を受けまして、東京都千代田区では 6 月から地デジ放送に必要なアンテナ設置の工事費の助成が行われております。そういった中で、こうした支援は全国では早々と取り組んでおられるということは少ないかもしれませんが、地デジに対しましては国が進める施策ということで、一人も漏れなく皆さんがテレビを安心して見られる。そういうような状況が必要ではないかなというふうに考えますので、国も進めますけれども、町としてもそれを待っているのではなくて、いち早くそうした検討もいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 町におきましては、いましばらく、先ほどもお答えをしましたが、国の動向を見きわめたいというふうに考えております。

(3 番議員挙手)

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） それでは、3番目の地デジ放送の受信障害対策の調査についてはどのように取り組まれているのか、お聞かせください。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 町内の公共施設において電波障害が発生している建物は、健康文化センター、豊田学習等共同利用施設、北小学校であります。この中で、健康文化センターに関連する17件については既に調査が行われ、全世帯ともに電波障害が解消されるという調査報告が出ています。残りの建物に関しましては、今後、調査を行う予定です。

一般の建築物の電波障害については、建築基準法には基準・規定がありませんが、大口町では大口町宅地開発等に関する指導要綱により、10メートル以上の建築の場合、その建築物による電波障害の影響範囲について事前調査を実施し、その結果を町長に報告するものとしております。また、建築後に電波障害が発生をした場合には、誠意を持って対策を講じることの誓約書の提出も求めているのが現状でございます。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 調査はもう既に行われているということでございますけれども、今おっしゃいました健文、豊田学共、北小が多少その障害があるということですが、調査はどのようにして、大体何か所ぐらい行われたんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 健康文化センターの関係でございますが、約2年ほど前に調査を7カ所につきまして実施をいたしております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 健文の説明をいただきましたけれども、公共施設のところは、先ほどおっしゃいました。そういう公共施設でないところも、いろんな苦情とかそういうのは来ていないでしょうか、町には。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今もお話をしましたように、町の宅地開発等に関する指導要綱に基づきまして、10メートル以上の建築物の場合、町内の審査会におきまして事前の電波障害についての調査、さらにはその後の対応について、それぞれ申請窓口であります都市開発課の方から説明を受けまして、それについて、もし問題が出てくるようであれば、それは環境経済課の方の窓口で対応させていただいておりますのが現状でございます。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) ありがとうございます。

学校では、テレビが各教室に設置をされております。そういったテレビを使っているんな教育を行われておりますが、公共施設の地デジの対応や整備等、また予算はどれぐらい予定をされているのでしょうか。お尋ねします。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 公共施設に設置されましたテレビの使用年数でございますが、3階にあります議員控室が16年、2階の町長室が15年、この2台が本町における公共施設のテレビの両横綱でございます。使用年数や使用頻度、画質等の状態を考慮しながら、テレビの買い換え、専用チューナーの購入を平成22年度をめどに検討したいというふうに考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) 学校ではテレビも使っておりますが、全体でテレビは何台ぐらい全部で使用されているのでしょうか。学校のテレビも全部対応していきなさいいけないと思いますが、いかがでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 11月25日現在、公共施設の関係のテレビの状況、地上デジタル化の対応状況を調査したのによりますと、学校教育課関係の学校でございますが、南小学校が2台、北小学校が2台、西小学校も2台、大口中学校も2台、そして給食センターに3台というような状況で、現在、台数の把握をしております。それぞれ買い換え、さらにはチューナーの必要があるような状況で、各小学校、それからテレビの状況によって、その状況はばらばらでございます。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) テレビも台数的にはそんなになんていことなんでしょうか。もっとたくさんあるのではないかなと思いましたが、こういったテレビが学校で使用されますので、よろしくお願いをしたいと思います。

予算の方は答弁をいただきましたか。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 予算につきましては、22年度をめどに検討したいと

いうふうに考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) わかりました。

それから、今、振り込み詐欺の悪徳商法の被害に遭う事件がたくさん起きております。地デジ移行に伴って、言葉巧みに工事費を振り込ませる事件が全国で発生しておりますが、最初、総務部長も少しお話をされましたけれども、地域住民への周知徹底をしっかりとっていくべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 最近、巧妙な詐欺というんですか、そういうものがある分野で横行をしておるといようなことで、新聞等でも報道があるわけですが、先ほどもお答えをしましたように、広報「おおぐち」11月号の特集記事に記述をしております。また、啓発用のチラシを民生委員さんに配布済みであります。今後は、江南警察署などと連携をとりながら、広報紙、行政無線、そして「あんしん・安全ねっと」や民生委員の皆さんの協力をいただき、住民の皆さんが地デジ詐欺の被害に遭わないように周知・広報に努めてまいりたいと考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) これは地デジの対応だけではなくて、今、大口の中でもいろんな電話がかかっているようでございます。アンケート調査を行いますので教えてください。答えますと、景品を差し上げますということで、大口のあちこちの方から同じことをお聞きいたしましたが、そういう電話がかかってきて、アンケート調査をすると、即30分ぐらいでお邪魔しますということで家庭に伺う。そうしますと、いろんな話をしながら高価なものを売りつけると、そういった手法のようでございます。私たちは、皆さんがなかなか自分では絶対にひっかからないというふうに思っていてひっかかってしまうというのが、今、振り込み詐欺の悪徳商法ではないかなと思います。

この地デジの対応にいたしましても、にせの家電量販店の店員を装って、地デジのデジタルテレビの受信対策員だということで、相手に工事費などを要求したり、そして地デジ放送に切りかえる助成金が支給されるので手数料を振り込むようにと、こういった手紙などを送りつけたりされるという被害が全国で数百件もあったということでございます。また、愛知県では、ことしの2月に中部電力の社員を名乗る男によって被害が続発をしているということで、70代の女性は、テレビと電話が無料になるから、工事代として18万円を持ち去られたということで

ございます。一度そういうことがありますと、すぐ4日後には、また別の70歳の女性が工事をしないとテレビが見られなくなるというふうに言われまして、約19万円をだまし取られたといったように、数々のこういった被害が出ております。

行政としては、周知徹底をこうやってやりますということではございますけれども、先ほども申しましたように、なかなか自分ではひっかからないと思っているところにひっかかってしまうというのが詐欺でございますので、民生委員さんにいろんなお手伝いをしていただくというお話もございましたけれども、もう少しいろんな方法があれば、そういった一人ひとりの御家庭の高齢者や障害者の方、特にそういった方たちがだまされやすいというふうに思いますので、またいろんな御検討もしていただきたいというふうに思います。

次に、アナログ放送が中止されますと、大量の廃棄が予想されます。当然、電気店でこういった手続をされると思いますけれども、アナログテレビについて、どのようなリサイクル対策に取り組むことを考えておられるのか。大口町でそういったリサイクルの対策を考えておられればお尋ねしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） アナログ放送終了後も、専用チューナーを取りつければ、アナログテレビで引き続き見ることができますので、このことを周知して、大量廃棄の抑制に努めてまいります。

廃棄される場合、ブラウン管式のテレビは家電リサイクル法に従い、販売店や廃棄物処理業者などの専門業者が回収することになっております。また、現在は非対象となっておりますブラウン管式以外のテレビも、家電リサイクル法の改正により、来年4月から対象となります。ただし、大口町としては、先ほど申しましたとおり、専用チューナーを取りつければ、アナログテレビでも引き続き見ることができることを周知して、大量廃棄の抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 今後、そういった取り組みに、よろしくお願いをしたいと思います。

次に大きな2番、女性サポート、女性の健康に対する施策の充実についてお尋ねをいたします。

初めに、妊婦健診の公費負担の拡充について伺います。

国の第2次経済対策に、妊婦が健診費用の心配をせずに必要な回数分 これは14回が必要というふうに定められておりますけれども の妊婦健診を受けられるようにということで、14回分の無料化が盛り込まれているところでございます。妊婦健診につきましては、全国

平均が5.5回が無料ということで、基本的にはそういった考え方をされておりますけれども、その財源は、財政措置されていない残りの9回分の半分を国庫補助、そして半分を地方財政措置で行うと、不交付団体にも配慮した内容となっております。これは一応21年の2月からの開始予定ということでございますけれども、本町では当局の御努力によりまして、現在は7回分取り組んでいただいております。また、里帰り出産など、子育てに優しい制度であると大変喜んでいただいておりますけれども、さらなる拡充についての期待が寄せられております。本町の取り組みについてのお考えを伺います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 妊婦健診の公費負担の件で御質問いただきました。

昨年度から5回程度の実施分が地方財政措置をされており、多くの市町村が公費負担回数を拡充しているのは御案内のとおりでございます。本年4月現在の公費負担回数の全国平均は5.5回となっております。本町は地方財政措置の恩恵は受けられておりませんが、公費負担回数を昨年4月から4回に、さらには10月からは7回と拡充してまいりました。

御質問のとおり、政府・与党は望ましい健診回数である14回にはほど遠い状況であるということから、現在の5回分の地方財政措置に加え、残り9回分を国庫補助と地方財政措置により、14回すべてを無料化するという方針を打ち出しております。これにつきましては、来年1月の通常国会において、新たな補助事業創設が提案されるという予定になっております。

この事業の詳細は、第2次補正予算成立後に実施要綱及び交付要綱により示されるところでございますが、国の財政措置期間が平成22年度までの2年間となることなどから、他の市町村においても模様眺めといった状況にございます。ちなみに試算によりますと、妊婦健診を7回増加することによりまして、大口町では年間1,140万円ほどの費用が必要となってまいります。本町では、経済的支援を含め、子育て支援のための各種施策を展開しておりまして、ことし4月から子ども医療費の対象を県下に先駆けて拡大するなど、子育て支援の充実を図っております。景気後退による厳しい財政運営が懸念されることもあり、2年間に限られた国庫補助金の有無にとられることなく、妊婦健診の全回数を公費負担することが子育ての支援のために最も効果的な施策なのかどうか、こういったことに対して慎重に対応をしてみたいと、このように考えております。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 先ほどもおっしゃいましたように、これは追加経済対策ということで、一時ということになります。一時でもこういった取り組みがされるというのはうれしいことではございますが、本当にこれをずうっと続けていただきたいというふうに、これは私ではなく

て、子育て、そして今から子供さんを産まれる、そういった方たちが一番望んでおられることだというふうに思います。

今、こういった経済対策の中でいろんな取り組みが行われておりますけれども、やはり子供を育てていく、女性が元気である、子育てがしやすい環境づくり、そして女性が働きやすい環境づくり、こういったものがしっかりと軸に行われていかないと、日本は今後はちゃんとした経済がやっていけないというふうにも言われているところでございます。

何度もお話ししますが、スウェーデンとか、子育てが断トツに進んでいる先進国では、必ず女性が働いているという状況がございます。やはり女性が働いているところは、子供をたくさん産んでいると、子育てをしているという現状でございますので、今後、大口町はこれから動向を見ながら、この回数が全部無料にしていいのかどうか検討されているということではございますけれども、まず私たちも、社会保障の問題につきましても、いろんな問題につきましても、やはり若い世代が、支えていく人がいないということが最大の問題になっていることではないでしょうか。そういったことも含めまして、少々予算は要っても、こういうところにどれだけ力をつぎ込むかと。そういうところが町の采配によるものではないかというふうに考えますので、22年度までということではございますけれども、なるべくならぜひとも14回分を無料にさせていただいて、そしてその後もぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、要望をさせていただきます。

それから、健康パスポートについて伺います。

これは以前にも少し紹介をさせていただきましたけれども、女性力の発揮に欠かせないというのは健康ということでございます。そのために身近な場所で多角的な支援を受けられるようにということで、予防接種や治療歴、出産、健康診断の記録が一目でわかる健康パスポートということで、この発行は必須の女性サポート施策であるというふうに考えております。

これは産科学会といいますか、その病院の方で小さな冊子が、健康手帳というのがつけられておりますけれども、ここには既往歴とか病歴、いろんなものが書き込めるようになっております。しかし、それは産科が主でつけられておりますので、出産、子育て、そういった情報が書かれているという手帳でございますけれども、そういった健康手帳ということではありますが、女性の生涯を通じて健康手帳、女性の健康パスポートの発行を支援してはいかげなと思いますので、お伺いをしたいと思います。

海外では、既にそういった健康パスポートが配布をされておまして、日本の方が海外に行かれたときには、病院で診療されますと、健康パスポートの提示を求められるといった状況だそうでございます。本町でのこうした取り組みを伺いたいと思います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 現在、本町では、自分の健康を守るための手帳といたしまして、健康増進法に基づく健康手帳、さらには母子保健法に基づく母子健康手帳を町民の方に広く活用していただいております。

女性には、妊娠や出産、あるいは女性特有の病気や症状があることから、女性の健康を生涯を守るツールといたしまして、健康診断やアレルギーの有無など、一人ひとりの健康記録を記載し、その女性に応じた疾病予防や健診などの情報がわかるものとして、女性健康手帳、あるいは健康パスポートなどといったネーミングで、産婦人科クリニックなど、いろんな方面から配布、あるいは発売されていると認識をいたしております。

本町では、自分の健康を守り、つくるために、男女を問わず、自分の健診結果等を自己管理することが健康づくりに役立つものと考えており、健康相談、健康教育などの機会を利用し、こうした啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 今、部長さんの方からお答えをいただきましたけれども、男性もこういった手帳があるといいというふうに言っていただきました。男性の方から、女性としてこういう健康パスポートということで、今、取り組んでいるというお話をしたときに、これは男性の方が、ぜひ男性も欲しいというお話が現実にございました。男性もこういったことが利用できるということで、男女こういうものがあるとありがたいなという提案もございました。

また、母子手帳は妊娠したときにそういった手帳をいただくわけですが、実際には、母子手帳は出産が終わりますと、特に書き込むところがありません。子供のいろんなものが少し書き込んだといたしましても、ほとんどその後は開くこともないというふうに思います。私も自分の母子手帳は持っておりますけれども、それこそ分娩時間が書かれて、出産のときの分娩状況が書かれています。それだけのものでありますので、あまり使われていないのではないかとこのように思います。ぜひこうした健康パスポート、健康手帳の取り組みに一層力を入れていただいて、取り組んでいただきたいとこのように思います。これで終わります。

鈴木喜博君

議長（吉田正輝君） 続いて、鈴木喜博君。

9番（鈴木喜博君） それでは、9番議席、鈴木喜博でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告いたしております町長の雑感につきまして、一般質問をさせていただきます。

私たち町議会議員は、平成19年4月に行われた統一地方選挙において、酒井町長とともに町

の発展と町民の幸せのために立候補を決意し、選挙戦を勝ち抜いて、町民の期待に沿うべく選ばれて議員となつてまいりました。そして、町民のための具体的な政策決定と行財政運営に対する批判と監視が私たちに課せられた役割であり、これを完全に達成できるよう懸命に努力することが議員の職責であると認識しております。

また、私たち議員の一言一句は、とりもなおさず住民の意見であり、住民からの声であるというべきであり、議員の行う質問や質疑、討論は、同時に住民の疑問であり、意見であり、表決において投ずる1票は、住民の立場に立っての真剣な1票でなければならないと考えています。さらに、公務員として住民全体の代表であり、奉仕者であることをも兼ね備え持つ者として、住民福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、その実現に積極的に努力することが使命であると思っております。

今回、一般質問を行うに当たって、町の施策やその予算に対するものではなく、町長が町ホームページの雑感に載せられている、余りにも議員を軽蔑した内容について、このまま放置しがたいとの思いで行うものでありますので、本来、一般質問を行う施策についての内容とは言えませんが、今後、議員としての使命を全うしていく上で、どうしてもただしておかなければならないと、そういう思いでさせていただきますので、どうかお含みおきをいただきますよう、よろしく願いをいたします。したがって、酒井町長におかれましては、日ごろ口癖に言われておりますアカウントビリティー（説明責任）を本日は大いに発揮をしていただき、私のつたない一般質問に誠意ある回答をお願いいたします。

それでは、通告をさせていただきましたモンスター・アッセンブリーマンについて、お尋ねしていきたいと思っております。

去る11月12日の雑感には、モンスター・アッセンブリーマンとしての説明がなされており、住民参加を進める執行部と歩調がとれない一部議員、さらに、人（町民）がまちをつくる時代に、仕事に対する評価もなく、みずからの権力を誇示するためだけに動く議員はモンスター・アッセンブリーマンと記載されておりますが、これは私たち議員の中の一部ということのようであります。酒井町長の言われる、住民参加を進める執行部と歩調をとれない一部の議員というのは、教育委員の任命を一刻も早く行って、教育長を決めていくことに賛成する議員ではなく、10月24日の臨時議会に前教育長の教育委員の任命に賛同できなかった議長を含めた8名の議員を指してのことでしょうか。大口町には15名の議員がおりますので、間違いがあつてはいけませんから、これをまず酒井町長に確認しておきたいと思っております。

また、住民参加を進める執行部に反対する議員がすべてモンスター・アッセンブリーマンであるとすれば、私たち議員は執行部の言うまま、すべての提案された議案に賛成しなくてははいけないということになるのでしょうか。それとも、今回のように、人事案件で2,100名からの

署名があるようなケースのことを指しておられるのでしょうか。また、ブログは公費で作成されているのかもあわせてお伺いをいたします。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 鈴木議員から御質問をいただきましたので、お答えをしてみたいです。

主権在民、住民の参画と参加のまちづくりを掲げ、施策に取り組むには、情報の公開とその共有が不可欠であることから、考え方や思い、出来事等を町長雑感という形で発信をしております。常々、文章で表現することは非常に難しいことと感じております。

今回の件の背景には、御質問でいただいたような、執行部の言うままに賛成をしてもらいたいというような考え方は全くありません。むしろ議会の皆様方には、ともに町政の発展のために、是々非々の議論を尽くしていただきたいという願いを込めたものであります。

まず初めに、議会の長である議長を含めた議会の幹部3名が、公の場で議論することなく、教育委員再任の議案は否決される見込みと当時の教育長に伝え、辞任するよう働きかけられました。この行為は、議会の権限を超えた極めて不適切で不可解な行為であります。情報公開や説明責任を強く意識しなければならない、今の社会の流れや町の取り組みから逸脱しています。議長としてとられるべき手法は、公の場で議論するか、もしくは議案の提案者である私に申し入れをすべきであったと考えております。

このような中、鈴木議員から組合視察の折に、新党派設立に当たっては、みんなで議論を踏まえ進めていきたい。これまでの議会のあり方を見直したいといった志を伺いましたので、その思いに同感し、大いに期待をいたしました。それにもかかわらず、教育委員会、小中学校校長会、要望書提出者、要望同意者2,100余名の方々の意思が届きながらも、十分な質疑なく、数ありきで再任案を否決した運営手法がとられました。この行為は議会改革どころではない、私には大きな失望感を与えました。町民の意を反映する議会の場が、住民にも非常に見えにくい、理解しがたいものとなったはずであります。そして、誠真クラブのブログによれば、採決の上、否決をされれば、速やかに撤回・修正、また新しい議案を提出するのが町執行部の役割であると記されております。そのとおりであると私も思います。

しかし、私が議会の皆様方に否決理由を求め続けたのは、提案させていただいた案件にどういった問題があるのかをお示しいただかずして、その対処方法をどうやって見出すのか。見出せるはずがないではないかと、教育委員の将来を心配する一心でありました。しかも、後日、お届けをいただいた否決理由を見させていただいて、私は大きな違和感を覚えました。なぜならば、その理由について、1月の時点で法律の専門家である弁護士に相談し、法的な解釈を御指導いただき、最終的に御案内のような措置をし、当時の議長並びに特別委員会の委員長さん等にも、開校前という時点で精いっぱい判断をいただき、議会としてお認めをいただいております。

と理解をしたわけであり、その措置に対し、時間的にやむを得なかった。しかし、再任となれば話は別だというのであれば、採決前に議会として調査・審査し、町民への背任行為であると法的に断言できるのかを広く町民に知らせることが人格を尊重することで、こうした手続を踏み、執行部とともに町政をつかさどるのが町民の代表たる議会のあるべき姿のはずであります。私は、むしろ理由も伝えず、あるいは言えず、採決を行うことが、人格を傷つけることになるのではないかと、さらなる疑義を感じました。

私は、このような不可解なことの積み重ねによって、大口町の教育行政に多大なる御尽力をいただき、さらには今後も御尽力をいただけるはずであった方を傷つけ、そして失ったことをわびつつ、大口町の行く末にも深い憂慮の念を抱きました。余りにも不可解なことが続く議会に、我々には知り得ないだれかの力が働いているのか、議会全体がそういった力に支配されているのか、不十分な議論や特定の価値観に基づいて裁定を下してしまえるような権力や権限をいつから議会は持ってしまったのでしょうか。

教育者として、行政管理者として、すべてにたけた万能な人材が存在するのでしょうか。むしろだれにも得手・不得手があって、それをみんなで補い合うのが組織であり、不手際があれば、それを反省し、繰り返し起こらないように対処することが世の中の常のはずであります。そういったことがわかっていながら、現実として不可能なことを否決理由として上げられるのは、私には全く理解不能の出来事であり、町政運営に対する私への不信任であると受け取らざるを得ない、そういった数々の恐怖心、怒りとも言える気持ちをあえて「モンスター」と表現をさせていただきました。

権力や数の優位性を後ろ盾に命令一下、物事を判断し進める中央集権体制は立ち行かなくなったと皆が感じてみえるように、議会と執行部のあり方も、また時代とともに変化しなくてはならないはずで、議会の皆様方とともに、この町の将来を憂い、町民の暮らしの安全や豊かさを享受できる施策推進のために、少数意見にも耳を傾け、一定の配慮をしながら、この議場で見えざる力、モンスターに支配されることなく議論し、その経過を町の皆さんに公開し、さらなる発展を実現したいものであります。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

(9 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 鈴木喜博君。

9 番 (鈴木喜博君) 先ほど、2,100名の署名が提出をされたということでございます。この件について、少しお聞きをしていきたいなというふうに思っています。

10月24日付で、町長より議長あてに要望書写しが送付をされております。要望書提出者代表、田中聖章さんより131名が提出をされております。私は、11月7日だったと思いますが、夜、田中さんにお電話をさせていただきました、そのことを確認させていただきました。本人は、

私は提出はしていないというふうにおっしゃられておりました。これは電話で確認をさせていただきました。田中さんの名を語ってという言い方をすると失礼かもしれませんが、だれがそれを町に提出をされ、だれが受け取ったのかを少し教えていただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鎧君） この件に関しては、少し事情があるようでありまして、実は体育祭の会場で、この署名を集めようと、こんなことが企画されたようであります。そのときに、実は田中聖章さんと鈴木さんもお会いになったと、こういうふう聞いておりますし、ほかにも議員がお見えになったことを伺っております。この件に対して、あなた方がこれを配布するのであれば、このことに対して私どもも対応手段としてチラシを配布しなければならない、こういうことを言われたようであります。ですから、彼としては、これを配布、自分がしたということになれば、町民の皆さんに迷惑をかける。ですから、今後、これを配るためにどうしたらいいかを議員に、ある議員でありますけれども、相談をされたようであります。相談をされましたら、その署名から前教育長の名前を消すようにと、こんな指示をされたと伺っております。相談したみんなは、断腸の思いで前教育長の名前を消したものをつくったと。こういうことでありますが、一方では、ぜひそれを配りたい、こんな思いもあったようであります。

議員御指摘のように、この署名がとられたのは10月24日以前であります。10月24日には、人事案件として議会で議決をいただくよう提案をした日であります。そういうことと相まって、その2種類のものがつくられた。しかし、内容的には早期に教育長を決めると。この内容は署名のあるもの、ないもの、同様の気持ちで配布をしたと。このように彼は言うておりましたし、あなたとの約束の都合上、そんな返事をされたかもしれませんが、実態はそういうことだということでもあります。

（ 9 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 鈴木喜博君。

9番（鈴木喜博君） 私がなぜそれを確認したかったかといいますと、ちょっと町長さんのおっしゃられている日にちとの誤差があるようでございます。それはどういうことかといいますと、私は10月3日に田中さん本人からお電話をいただいて、この署名をみずからやめたいというふうに御相談がありました。そういうことで、同僚議員2名と話を伺ったという経緯がございますので、少し町長のおっしゃられておることは違うのかなというふうに察する部分でございます。

また、この署名活動におきましては、総務部長さんみずから集めて回ってみえると。公務員がそのようなことをして、問題はないのかということを住民のある方から御相談がございました。この件につきましては、法的には問題はないのか、少し教えていただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 法的に問題がないかという以前に、まず本人がそのような記憶が全くございません。

（ 9 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 鈴木喜博君。

9 番（鈴木喜博君） 御本人はそういうふうに言われるのかもしれませんが、私も、お名前は差し控えますが、北の方の住民の方より、そのように私はお聞きをしております。ただ、そのときにその住民の方がおっしゃられたのは、町ナンバースリーという立場を利用して、その署名活動ととられかねない行動が町民の皆さんに不信感を与えるのではないかと、そういう行動は慎んでいただいた方がいいんじゃないかということをお聞きをいたしました。総務部長さん、御記憶がないということですが、私は住民の方からきちっとそういうことはお聞きをしております。

質問を続けさせていただきます。

11月12日付の雑感で、先ほどの教育長さんの教育委員任命に対する再任の否決理由が不明ではということで、いろいろと書き込んでおられます。11月13日付で議長から回答されておりますが、再度説明申し上げながら、調査委員会の報告と町長の管理責任についてお伺いをしていきたいと思っております。

平成19年の12月議会における、先ほど町長から少し説明はございましたが、補正予算は1億7,000万もの多額であるにもかかわらず、先行して工事を行ったという法令遵守義務違反の行為ではなかったかと思っております。第1工区の入札が不調に終わり、工期がなくなっていて無理をしていたという事情を勘案しても、補正予算及び契約変更の議決を経ないまま工事を遂行した行為は、町民に対する背任行為と言わざるを得ないと思っております。

前教育長は、これまで教育の振興と多大な教育内容の功績をおさめ、人物的にも信望があることは承知をしておりますが、行政手続には疎いといえども、今回の不祥事については、口頭による訓告を受けたからといって、それで済むというものではないと考えています。また、私たちは教育者としての資質には満足できるものの、町民に対する重大な背任行為を見逃していた行政管理者としての資質には、物足りなさを感じるものであります。

今回、任期満了時には、みずからの進退のけじめがあるものと考えておりましたが、この意に反し、再び任命されることに対し、一定のけじめをつけるものではないかとの思いで反対の意思表示をしたものであります。

私たちは、町執行部にも相当大きな責任があったのではないかと考えております。それは、平成19年11月12日開催の中学校建設特別委員会で、大口中学校の第1工区及び第2工区の追

加・変更工事が必要になったこと。その後、12月6日の12月議会で、そのための専決処分として、第1・第2工区合わせて1億7,006万円の補正予算が提出されるとともに、最終日には契約議決に承認もなされております。こうした大きな額の変更もしくは追加工事を実施するに当たっては、事前に補正予算を組むか、臨時議会を開催する暇がない場合にあっては、専決処分による予算の計上が必要であり、工事を発注するには、地方自治法第96条の規定及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による議会の議決が必要であると思います。この事件は、法を守るべき公共団体が法令を無視し、勝手に工事を進めたことにありますが、このような行為は住民に対する背任行為として強く受けとめなければならない問題であると思います。

本来、このような議会軽視には、断固とした態度で臨むべきことと我々議員は認識しておりますが、町民が待ち望んでいる新しい中学校を行政の不手際により工事が遅延しては、中学生やその保護者、学校関係者に多大な迷惑を及ぼすこととなりますので、4月の開校に間に合わせるため、本町議会は全員一致して、高度な政治的判断のもと、専決処分の補正予算、第1工区及び第2工区の請負契約の変更について、やむなく認め、可決をしてきたものであります。

そもそも本町にとって、かつてないほどの膨大な予算を投じて建設する大事業に対して、町の組織が一丸となって取り組むような体制ではなく、わずかな人員を増員しただけで、平常業務を兼務しながらの業務に無理があったのではないかと考えられます。株式会社黒川紀章建築都市設計事務所の事前調査不足を指摘する声も大きい中で、第1工区の入札については、1回目が不調で工期に無理が出ていたことも、正規の手続をしては間に合わないとの考えが大きな要因であったのではないかと推察をされます。

さらに、調査委員会の報告が平成20年1月29日の議会全員協議会において行われていますが、その中に追加変更工事が予算措置のないまま進められた原因が述べられております。第1工区では相殺できるとの認識ができ上がっていたため、予算措置を意識することはなかった。第2工区では、平成20年4月の開校ができないという認識から、工事の実施を優先させることになったと報告をされております。この全員協議会の質問で酒井町長は、この調査報告書に私の方からコメントを加える予定はない。一応この調査報告書によって議会の方にお示しをし、議会から意見をいただきながら最終的な判断をしていきたいと、こういうふうに考えているとお答えになっております。

そんな中、3月に副町長以下の職員に対する訓告の処分をされましたが、みずからの責任のとり方については何もなされなかったわけです。私は、町執行の最高責任者である酒井町長の管理者として、何らかの責任の表明があるものと考えておりましたが、啞然とした思いを抱い

てしまいました。教育委員会の問題とするには、余りにも事件が大き過ぎるのではなかったかと思っております。

町長は、この調査報告書に基づく反省の仕方について、妥当なものであったと考えておられるのかお伺いします。また、調査委員会の代表でありました社本副町長には、酒井町長の最高責任者としての管理責任について、どのように考えておられたのか。また、委員の中から、だれも町長の管理者としての責任を果たすことについて話は出なかったのか、これもあわせてお伺いをさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

（午前 11時48分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 午前中に御質問の件につきましては、1月29日の議会全員協議会へ報告書を提出いたしまして、2月20日の議会全員協議会において協議をいただいたところでございます。その報告書につきましては、調査委員会としてまとめたものであります。その調査報告書に基づきまして回答をさせていただきます。

まず、この大口中学校建設事業調査検討報告書は、この件に関しての経緯、この調査の目的、調査経過、調査の対象項目、調査結果、再発防止策及びその他から構成され、A4判にして11枚にまとめられております。そのうち、この件に関しての経過、調査結果のうち、追加変更工事における相殺の可否に関する判断、追加変更工事が予算措置のないまま進められた原因、追加変更工事について町長及び議会への報告が遅滞した原因、事業に係る職員の配置及び事業を実施する主体について及び調査結果のまとめ、並びにその他についての部分が質問の内容かと思っておりますので、御報告をいたします。

まず、これまでの経過でございますが、議員からお話がありましたが、大口中学校新築工事に関しては、平成19年10月30日に教育部から町長に、第1工区6,670万円、第2工区5億2,845万4,000円の増額を内容とする追加変更工事の報告がなされました。この中には、平成18年度の工事として、既に施工した西館アスベスト撤去工事及び平成19年度の第2工区において施工済みの敷地外北側既存排水路よりの雨水流入対策工事、地盤改良工事等を含む今後着工していきたい工事として、野球グラウンド及びテニスコートの生涯学習施設としての仕様変更に関する外構工事が含まれておりました。

その後、11月2日には、第1工区6,670万円及び精査後の第2工区2億9,877万1,000円の追加変更工事について、11月8日には、第1工区6,670万円及び再精査後の第2工区1億3,449万2,000円の追加変更工事について、それぞれ教育部から町長に報告がされました。

11月12日には統合中学校建設特別委員会を開催し、11月8日の報告の内容に基づき、第1工区6,670万円及び第2工区1億3,449万2,000円の追加変更工事について報告を行ったものであります。

11月21日には、第1工区の追加変更工事に必要な経費6,670万円及び第2工区の地盤改良工事、敷地外北側既存排水路よりの雨水流入対策工事、未買収水路回り仮設通路設置撤去盛りかえ等工事及びプール棟の浮き上がり対策工事に要する1億336万2,000円の歳出予算の専決処分を行い、12月6日には、議会においてこの専決処分についての承認をいただきました。

12月18日には、第2工区の北側拡幅歩道新設工事、野球場の囲障工事、テニスコート整備工事、校庭の敷設工事、校庭南側フェンス工事及び北側歩道内水路盛りかえ工事に要する1,579万7,000円の補正予算案を議会において可決をいただきました。この予算措置に基づき、12月18日に議会において、第1工区6,158万2,500円及び第2工区1億207万1,550円の増額を内容とする変更契約案を可決いただいたものであります。

次に、追加変更工事における相殺の可否に関する判断であります。この工事の監督員は建築工事を初めて担当したため、建築工事における追加変更工事の精算方法が理解できていなかった。そうした中で、黒川事務所の監理技術者から、追加変更工事については契約金額の範囲内で相殺していくことで、追加の費用負担はないようにするという内容であったと職員が認識する方針が伝えられました。この方針は、黒川事務所によれば、法律の規制に合わないものを是正するための追加変更工事、設計の瑕疵を是正するための追加変更工事、黒川デザインに基づく変更のための追加変更工事についてのものであるとされている。ところが、今言いました1から3の項目に関しては、実際に約6,000万円に及ぶ相殺が行われておる。こうした中で監督員は、第1工区に関して、追加変更工事については相殺できるという認識ができ上がるとともに、このことから教育部全体の認識となっておりました。

平成19年の春以降、施設が形づくられるにつれて具体的な要望が学校現場から出されるようになり、その多くは新規の追加工事としての内容のものであります。しかし、教育部は追加変更工事については相殺していくことで追加の費用負担はないという認識を持っていたため、これらの工事についても相殺の対象になるものと考えておりました。この点について、黒川事務所の監理技術者からは、前の三つの場合以外は、これらの追加変更工事について、追加の費用負担が生じるということをあえて伝えたいという記憶はないとのことでありました。一方、清水建設の現場代理人は、平成19年5月ごろの週例において、今出されている追加工事について

は費用負担が必要である旨を伝えたとされる。しかし、この点についても教育部職員は、相殺が必要になるという意味での費用負担と理解をいたしました。

その後、監督員は10月初旬ごろに、これらの追加変更工事については相殺できず、追加負担が必要であることを認識しました。教育部としては、追加変更工事の相殺の状況について整理をするため、10月15日に教育部内での打ち合わせを行った際に、これらの追加変更工事について相殺できず、追加負担が必要であることがわかり、町と黒川事務所の間で、追加変更工事の相殺については見解に相違があることが判明をいたしました。学校現場から出される多くの追加変更工事について、際限なく相殺できるのかという点について疑問に思い、黒川事務所に確認するということは、教育部としてなされることはありませんでした。第2工区の追加変更工事については、教育部においても相殺できるという認識はなく、追加変更工事における追加負担分については、平成19年12月の議会での補正対応を考えておりました。

次に、追加変更工事が予算措置のないまま進められた原因であります。

第1工区の追加変更工事については、教育部職員は追加変更工事については相殺できるという認識ができ上がっていたため、予算措置を意識するということはありませんでした。第2工区の追加変更工事においては、正確な請負金額がすぐに出ないということで、監督員としては平成19年12月議会での補正対応を考えておりましたが、地盤改良工事、施設外北側既存排水路よりの雨水流入対策工事、未買収水路回り仮設通路設置・撤去盛りかえ等工事費及びプール棟浮き上がり対策工事については、予算措置を待って進めるということでは平成20年4月の開校ができないという認識から、工事の実施を優先させることになりました。

こうしたことについて、教育部として組織的にチェックし、地方自治法等の法令に定める制度を活用する中で、工事の施工に合わせながら予算措置を行うという工夫・検討はなされませんでした。これは町の職員として、それぞれの職務上の立場の中で認識しなければならない職務に対する責任、法令遵守の意識及び工事に関する情報を持ち得なかったことが原因と考えられます。

次に、追加変更工事について町長及び議会への報告が遅滞した原因ではありますが、追加変更工事について町長及び議会への報告が遅滞した原因については、前に述べましたとおり、追加変更工事が予算措置のないまま進められた原因と密接に関係するものと考えられます。第1工区においては、監督員は追加変更工事については相殺できるという認識ができ上がるとともに、このことが教育部全体の認識となっていたため、町長及び議会への報告が遅滞することになりました。

第2工区の追加変更工事については、教育部においても相殺できるという認識はなく、追加変更工事における追加負担分については、正確な工事費の積算を待った上で平成19年12月議会

で補正予算を計上することとし、それにあわせて町長及び議会に報告するという考えでありました。このような方針の中で、第2工区の追加変更工事の内容について、工事費の概算見積もりを含め、早急に町長及び議会に報告するという判断はなされませんでした。こうした判断の背景には、9月26日に統合中学校建設特別委員会の現場視察を行ったこととした教育部の判断もありました。

また、第1工区、第2工区を通じてより実務的な問題点としては、多くの追加変更工事の要望が出される中で、黒川事務所による工事費の積算作業への着手がおくれ、これに伴い、追加変更工事の設計図書の作成が遅延していったことが指摘できます。実際には、作業着手から設計書の作成を完了するまで約3週間を要し、この結果、10月末に設計を完了したものであります。

また、次に事業に係る職員の配置及び事業を実施する主体についてであります。

事業に係る職員の配置につきましては、大口中学校の建設に当たりましては、平成16年7月から学校教育課に技術職員1名を配置し、合計2名の技術職員で事業に着手をいたしました。これに対して、教育部から職員増員の要望は出ておりません。また、平成18年4月から平成19年12月までの学校教育課の関係職員の勤務状況を確認しましたところ、時間的に特に厳しい状況は確認をできませんでした。

また、事業を実施する主体であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、学校の設置、管理及び廃止に関する事項に係る事務については、地方公共団体の執行機関として教育委員会が行い、教育委員会で処理するものとされており、一方、予算を執行することが長の職務権限に属するものとされているのは、長が予算執行の統括責任者であり、その適正な運営について責任を負うということでもあります。長は、契約の締結方法の決定、相手方の選定等を財務の見地から行い、みずからその地方公共団体を代表する名義人となって契約を締結する権限を有するものであります。このような考え方から、学校教育課が大口中学校建設工事を所掌してきたものであります。こうした体制は、町長部局が学校施設の整備工事を担当することにより、学校教育の事務局、あるいは学校現場から切り離された形で工事が進められていくことを防ぐためのものであり、校舎を初めとする学校施設の整備工事という観点からは、施設の整備に関することは教育委員会で処理することがより現実的で合理的と判断されたためであります。こうした措置は、学校施設を使用するという点を重視したためのものであります。このような理由から、昭和59年度に実施をしました北部中学校建設工事についても学校教育課の所管で工事が進められたものであります。

次に、調査結果のまとめであります。

今回の大口中学校新築工事をめぐる一連の問題について調査を進めた結果は、次のとおりで

あります。学校現場からの追加要望を教育部として十分検討することなく、週例で出された要望はその週例の時点で週例の出席者において施工の判断をしてきたことに見られるような、教育部として組織的に事業の推進を担保できなかったこと。砂利採取が砂利採取行為等に関する協議書の内容どおりに行われていないという思い込みから、現場での調査結果を重視したことなどによる建設課への砂利採取の掘削深の確認を怠ったこと。学校現場から出される多くの追加変更工事について、際限なく相殺できるのかという点について、黒川事務所に確認を行うということがなされなかったことなどに見られる、教育部が一体となった事業への取り組みの不十分さ及び注意義務の不足が上げられます。

今回の問題の全体にわたって言えることではありますが、多くの判断が監督員にゆだねられる一方で、工事の施工における重要な局面で管理職の職員の判断が示されたということは確認できませんでした。工事に対するこのような取り組みが、一連の問題を発生させた基本的な原因の一つと考えられます。こうしたことが第2工区における追加変更工事の施工の際の町長及び議会への早急な報告と、予算措置に対する対応が管理職において発想されなかったという問題につながっていったものと考えられます。これらのことが合わさって、結果的には地方自治法を初め町の条例、規則及び訓令に対する違反を生み出したものと考えられます。

大口中学校新築工事は、計画の段階から学校現場の教職員、児童及び生徒、並びに町民の代表で検討委員会を組織し、広く意見を聞きながら建築計画を構成してきたものでありますが、敷地外北側既存排水路よりの雨水流入対策工事、未買収水路回り仮設通路設置・撤去盛りかえ等工事及びプール棟の浮き上がり対策工事を除く今回の一連の追加変更工事については、こうした手続を経たものではありませんでした。設計段階における学校現場との協議では、学校現場からは安全上の配慮について、一般的な要望としては上げられていたのではないかという発言はあったものの、設計内容に対する具体的な安全対策上の要望はなかったとされ、施設が形づくられるにつれて、具体的な要望が学校現場から出されるようになってまいりました。学校現場と設計担当者が十分に協議できる場を設け、具体的な各施設や設備ごとに具体的な安全対策が検討されなければならなかった点の不足が上げられます。

追加変更工事における相殺の可否に関する方針について、黒川事務所から教育部職員及び清水建設に対しての説明不足が上げられます。追加変更工事に伴う損害の発生については、追加変更工事を行うことで、当初から設計に含まれていたものと比較して、直ちに割高につながるものではありません。

アスベスト撤去工事に関しては、昭和63年に行った、含有率1%を超えるアスベスト封じ込め作業時の資料に基づき、あらかじめ実施設計に盛り込まれなければならなかったものと考えられます。ただし、平成18年9月から、規制の対象となった含有率が0.1%を超え1%以下の

アスベストについては、事前調査に係る経費及び期間を考慮するならば、解体作業の中で確認していくことが適当と考えられます。この点については、第3工区の校舎の解体工事においても同様であることを改めて指摘しておきたい。

その他としまして、今回の大口中学校新築工事をめぐる一連の問題については、教育部が一体となった事業への取り組みの不十分さ及び関係職員における地方自治法を初め町の条例、規則及び訓令の規定に違反する非違行為、注意義務の不足による職務専念義務違反及び財務に関する規定違反が認められました。これらの行為は、故意または意識的に行われたものではなく、また金銭に関する非違行為を伴うものでもありませんでした。こうした状況を考慮する中で、教育部が一体となった事業への取り組みの不十分さ、及び地方公務員法第32条に規定する法令等に従う義務違反に対する処分について検討する必要があるとその他で申し添えて、この調査報告書は結ばれております。以上であります。

議長（吉田正輝君） 副町長。

副町長（社本一裕君） ただいま総務部長の方から、調査委員会の関係につきましての御報告がございました。その中では、この件についての全協での協議の内容の御報告をさせていただきました。私の方からは、その後につきまして、3月13日に総務の常任委員会の協議会を開いていただいております。また、それに続きまして、3月21日には全員協議会を開催いただいております。この件につきましては、町長がこの中で今の内容につきまして、議会の方にどういう形でお話を申し上げておるかということもございますので、3月13日の総務の協議会での内容、あるいは3月21日の全員協議会での内容の中の主要な点だけ御報告を申し上げたいというふうに思っております。

（9番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 鈴木喜博君。

9番（鈴木喜博君） すみません。お話の途中ですけれど、時間がだんだんなくなってくるものですから、簡潔に。私が副町長さんにお聞きしたいのは、酒井町長の最高責任者としての管理責任はどのように話し合われたかということのみをお示してください。

副町長（社本一裕君） そういう点がございまして、正式にお答えするために、抜粋してお話をすることをお話ししておりますので、少しお聞きをいただきたいと思っておりますけれども、3月13日の総務の協議会におきましては、私の方から御報告申し上げたのは、田中議員さんから一般質問で、実は12月の一般質問でございましたけれども、完成式の前に、これについてきちんとしたはじめをつけたらどうかという御質問をいただいております。私どもとしては、前からお話を申し上げているように、今回のものについては、私どもとしても驚くようなこと、あるいは議会の皆さん方にも大変御心労をかけたという以上に、なぜこうなったのかというこ

とについて、非常に疑念が大きかった事例だと思っておると。そういった中で、調査報告書が申し上げておりますように、今後、二度とこういうことが起きないように視点を中心に、報告をまとめさせていただいたというふうに御報告を申し上げます。

そういった中で、できるなら私どもは23日の完成式を迎える中で、このことについて一定の節目をつけさせていただけないかということをおっしゃっているということをご報告しました。そういった中で、議員の方からは、懲罰委員会が何かを開いて処分の内容を決定したということですかというお話でしたけれども、これについてはまだ検討中だと。ただし、早くけじめをつけた方がいいですよ。長引けば長引くほど、尾を引いていきますよというような御指摘をいただきました。そういったこともございましたので、3月21日の全協の冒頭のあいさつのところで町長が、こういったことを踏まえまして、議会の皆様方に御報告してまいりました補正予算、あるいは専決処分について、私どもの処分をけさ8時半よりさせていただきましてと。職員については、3名の者に文書訓告を、副町長、教育長には口頭での訓告をさせていただきましたと。私ども行政の手落ち、あるいは連絡不十分において、皆様方に大変御迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げますと。また、このことについて、昨日、事情聴取した職員等にも話し合いをして、今後、こういったことがないようにということをお話をしたということ等、あいさつがあった中で、議長さんからは、ただいま町長からお話がありましたとおり、いろんな面において非常に申しわけなかったという謝罪の弁がありましたというお話をここで受けていただき、また、なおかつ今の冒頭に酒井町長、あるいは私どもから御報告したことについて、議員から何か御意見はありませんかということの中では、議員を代表して、当時は田中議員さんからでございましたが、今回の処分について、私どもがそれ以上のことを言っても、決定したことでありますので、それはそれでやむを得ないと思いますが、私ども議会の多数の意見は、教育部だけの責任ではないと。これだけの大事業については、全庁一丸となって、全庁を結集してやるべきだったというふうに考えているところであるということのお話があった後、そういう意味では町長部局の責任ではないということではなく、教育部も町長部局も一丸となって、この問題をスムーズに解決するために全力を挙げていただきたいし、今までの体制では、私は欠陥があったと言わざるを得ませんと。町長以下、副町長、教育長も十分に反省をいただいて、今後、こういったことのないように、そして学校の事業がスムーズにきちんといくように努力していただきたいというふうに思いますということをお話がありまして、他の議員さんは御発言がなかった中で、議長さんからは、今、田中議員から議会を代表した意見を述べていただきましたと。議員の皆さんもほとんどそう思っていると思いますと。今後もしっかりとお願いしたいと思いますという形の締めをいただいて、最後につきましては、この日に23日の完成式の御報告をさせていただいたという経過がございます。

また、一連の中で、町長のことをお話がございましたけれども、今、御報告を申し上げましたように、当然、町長と議会の方には、実際には今の御報告をする機会がおくれてしまったということで、町長がお知りになったのは10月30日であったというふうに記憶をいたしております。そういった中で、私どもは今の調査をさせていただく中で、1月29日にまとめ上げるまでに、町長には、そういった点では内容がわかるにつれて大変御迷惑をかけたということで、逆にそういったことを思いながら今の報告書をお渡しした記憶がございますが、そういった中でも、実際には3月13日の総務協議会、あるいは3月21日の全協では、町長は責任者としてきちんとこういった形で皆様方にも事情を説明しながらおわびもされたという経過がございますので、私はそういった所感を持つておるということをお伝えがしたかったということでございます。

議長（吉田正輝君） 行政の方が回答が長いですから、ほとんど質問者の時間をとっちゃうので、90分に限られていますから、もっと簡潔・明瞭に答弁してください。

（9番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 鈴木喜博君。

9番（鈴木喜博君） 今、副町長から、また総務部長さんから御回答がございました。職員がふなれで、追加分や新規の分も相殺できるというふうに勘違いをしたと。また、報告がおくれて判断ミスがあったということでございます。しかし、教育部におきましては、やはり最高責任者である教育長さんが常にそれは目を光らせておったはずでございます。それを知らなかった、知らなかったでは、済まないんじゃないかなというふうに私は思います。

今、副町長さんからは、町長が議会の折におわびを言ったということのお話ございましたが、この調査委員会の方では町長に対する責任というものには触れてはいないんだなあとというふうに思います。そういうことでは、ちょっと我々も不本意な部分が残っておるということを御理解ください。

それとあと、先ほどブログの件で、ブログは町費から出ているのかということもちょっとお伺いをしたと思いますが、まだ返事がなかったように思いますが。

総務部参事兼情報課長（小島幹久君） ブログにつきましては、かつてはブログということで、ホームページとは独立した形で雑感が載せてありました。ところが、大口町のホームページをCMSでシステムを変えたときに、公式ホームページの1ページとして雑感は載せてあります。ですから、公式ホームページの1ページですので、当然、公費の方で使っております。

（9番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 鈴木喜博君。

9番（鈴木喜博君） はい、わかりました。

町長さんは、こういう公式な場で町民に対してお示しをするということが出来るが、我々議

会の方にはそういうものはまだないと思います。それぞれでブログを立ち上げてやってみえるというところはあると思っておりますが、これからも議会の方もそういう形ができるようなふうに一度お考えをさせていただきたいなというふうに思います。

また、先ほどの2,100名の署名は、我々が思っておるのは、前教育長の再任ではなく、教育長不在に対して早く要望をしたいというふうに、我々はそのように思っておりますので、つけ加えておきます。

続いて、去る11月10日の月曜日に、酒井町長からの要請に基づいて開催をする予定でありました議会運営委員会で、開会前に、先ほどの否決理由を議長より提出がなければ臨時議会を開く考えはないといって退席をされました。またびっくりするようなことをされたというふうに唖然としておりました。また、その折、事もあろうに、副町長、また総務部長も町長の行為をいさめもせずに、同じように退席をするという暴挙を平然とされました。到底私どもには理解しがたいものであります。ほかでもない町長からの要請を受けて参集をした者に対して、どうしたらそのような態度ができるのか、私には理解はできません。そのときの思いというか、考えを酒井町長、また副町長、また森部長のお三方に、それぞれそのときのお考えをお聞きしておきたいというふうに思います。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 少し時間配分についてお伺いしておきますが、あと質問は何分ぐらいありますでしょうか。

9番（鈴木喜博君） そうですね。できるだけ短く抑えるようにしますので、御回答の方も短くお願いします。

町長（酒井 鉄君） 今、御質問になっておる内容でありますけれども、一番初めの回答の中で申し上げたと記憶をいたしております。今回のこの件については、私どもは否決の理由がわからなかった、こういうことで時間をかけた。このようなことは御案内を申し上げたと思っておりますし、その否決理由がわからない限り、後任を提案していいものかどうか、それに対しての対応ができるかどうか、こんなことを不審に思ったわけであります。そういった形の中で今回をさせていただきました。

本当は今、地方分権が行われて、議会と執行者の側でいろんな意見交換ができるといいな。いろいろと議会の方でも工夫をされておるようでありますけれども、もし反問権があったら私は聞きたいことがあります。今回の会派の設立理由、その目的、あるいは今回の政治的判断をされたその理由等、もしそうした機会がありましたら教えていただきたいな。高度な政治判断、あるいは解決手法をとると、こういう場合には、理屈を超越した住民にわかりにくい解決方法がとられると、今までの過去の例で思っております。できるだけ公明正大に議論をし、この判

断ができていくように、そんなことをお願いするわけであります。今回も、どうして高度な政治的判断のもとにこういう結果が出たのか、私どもは知りたいところであります。以上であります。

9番（鈴木喜博君） 時間も本当になくなってきましたので、今、町長からの御質問にこちらが答えるというのはちょっと変な立場でございますが、御理解をいただいておりますので言います。

去年の12月の折に会派で、当時は一つの会派でございましたが、この折に、政治的判断でこれは通せということでございます、その中にあまり議論というものはやっぱりなかったように私は理解をしております。そんな中で、これはいかんということで、我々は新しい会派を立ち上げさせていただいて、そんな中でいろんな議論を尽くして、是は是、非は非として進めていきたいというふうに考えて、我々は会派を設立させていただきました。

先ほどの政治的判断ということでございますが、町長もあのときの12月最終日の夜だったと思いますが、町長の口からも、議長の政治的判断をいただき、ありがとうございますというお礼のごあいさつがあったように記憶をしております。私は、そこの中ではちょっと不本意な部分もございましたが、やはり会派で決められた以上のことは、そのときはそれで進めなければいかんというふうに思って、私はお聞きをしておりました。

このまま質問を続けさせていただきます、時間がちょっとなくなっておりますので。

私たち議員は、11月13日付で町長に対して要請書を作成して、議員全員の署名をもって提出をしました。それを議長の方から出していただき、内容としましては、町長には、大口町の発展とすべての町民が安全で安心して健康的に暮らせるまちづくりの達成を目標に、多くの職員の先頭に立って日夜努力をされておると。9月議会定例会に提案された教育委員任命の議案について、諸般の事情により9月26日の最終日に取り下げをされ、10月24日開催の臨時議会において、再び提案するも否決という結果になっています。当町議会も同様、多くの町民が心配されているように、あすの将来を担う子供たちのために教育行政の果たす役割ははかり知れないほど大きく、教育長の長期不在は憂慮すべき問題と考えている。町議会は、この問題解決にできる限りの努力を惜しまない覚悟であり、町長には議会に対するこれまでのわだかまりを捨て、一刻も早い新たな対応の取り組みをされて、町民への負託と信頼の回復にこたえられるよう強く期待するため、再度全員の署名をもって要請書を提出しますというものであります。

しかし、酒井町長は、この要請書は受け取らないということで返却をされております。これまで議会は町長の要望を聞き入れて、それなりの協力はしてきたつもりであると思っております。議会全員の署名した正式な文書を理由もなく返却するということが、私は理解できない行為であるというふうに思っております。酒井町長のこのときの見解をお聞きをしていきたいな

と。また、これについては文書收受の担当でもある総務部長にも、町長のこのような行為が許されるものなのかを少しお伺いをしていきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 議運を予定されておりましたのは11月10日でありました。11月10日にお願いしたことは、私どもは、なぜ反対をされたか、その理由を聞かせていただきたい。特に、最後に判断されました議長さんについては、反対の理由がありましたらぜひお聞かせをいただきたい。この1点でお願いをしたわけであります。

その後全協を開いておられます。その全協の中で議論になったのは、私が全員から反対、あるいは賛成をした理由を聞きたいと。こういうことを言っておったように議論がされておったわけでありますけれども、私はこの11月10日の発言に対して復元をすることができます。断じてそういったことを一言もお願いをいたしておりませんのに、そうした議会で御発言になり、そしてみんなの同意、みんなが発言することはおかしいよな、こんなことでの署名だったやに思っております。しかるに、私どもは会議を密室で行うのではなく、公開してお互いに意見交流ができる、そういった中での会議にしてほしい、こんなことを思っておるわけであります。

（ 9 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 鈴木喜博君。

9番（鈴木喜博君） そのときの町長との見解の違いを私は感じるわけですが、先ほどより町長が否決理由についてということですが、教育長さんと3人の議員さんがお話をされた際に、その理由もお話をされたと思っております。その理由に関しては、前教育長さんから町長に理由を説明されていないのか。ただやめろという言い方は決してされておらんはずなんです、今の現状を説明した中でお考えくださいということをお話をされたように私は思っております。

きょう、これまで酒井町長にお尋ねをしまいいりました。それぞれの質問については、町の最高責任者としての自覚と資質を磨いてもらうとともに、一連の問題のけじめがされていないとの反省を促し、町執行部と町議会とが相携えて、私も同じ考えでございます。先ほどの町長の御答弁と一緒にございます。町執行部ととにかく議会が相携え、行政運営をしていきたいとの思いで、きょうのこの質問をさせていただいております。

先日、大河ドラマを見ておまして、主人公が言っておりました。人は皆、天命を持ってこの世に生まれてくると、そんなようなことを言っておりました。酒井町長は、きっと大口町の町民の幸せと町の発展を託されてお見えになったのかなあというふうに思っております。町長には、この町の運営、町長は経営の方が好きなのかな、町の経営に大きな力を託されておると思っています。だからこそ私たち議員は、町長のこの町経営に対して、やはり是は是、非

は非として、批判と監視をしていかなければならないというふうに思っております。

私が町長に期待をしておりましたこととちょっと違ったところもございましたが、また次の機会をとらえながら、また質問を続けていきたいと思えますし、私も密室での会議というものはやっぱりよくないと。やっぱり皆でいろんな意見を出し合った中で、いろんなことを町民の皆さんにわかりやすくやっていくのが私もベストだと思っております。今後、町長さんにもぜひ我々と一緒になって、この町政をやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

吉 田 正 君

議長（吉田正輝君） 続きまして、吉田正君。

1番（吉田 正君） それでは、議長さんの御指名がございましたので、質問に入らせていただきます。

まず、項目が五つもあるもんですから、ちょっと私の中で勝手に重要度を選定させてもらってよろしいでしょうか。5番目の雇いどめを行わないよう申し入れよというのをまず一番最初に質問させていただいて、その後、順次の質問にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、一番最後からやらせてもらおうわけですけれども、雇いどめ、行わないよう申し入れよという大きな項目でございます。

町内の企業の中には、派遣や期間従業員の雇いどめを始めたところ、これから行うところがあると耳に入ってきております。町内の企業で、派遣・期間従業員・請負で働いている人数は何人あるのでしょうか。また、雇いどめがされる人数は何人になるのでしょうか。わかれば、あらかじめ資料としてお示しく下さいというふうにお願いしましたけれども、残念ながら、きょう現在、資料は出ておりませんが、この点についてはいかがでしょうか。まずお尋ねをいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） それでは、1点目の質問にお答えをさせていただきます。

資料をあらかじめお示しをしてく下さいということでございましたが、回答とさせていただきますましては、大口町内の企業で派遣・期間従業員・請負で働いておみえになります人数につきましては、愛知労働局、犬山公共職業安定所、江南労働基準監督署、愛知県、最後に大口町商工会、それぞれ問い合わせをさせていただきましたが、統計資料等がなくてわかりませんでした。

また、犬山公共職業安定所内に本社がある企業については、派遣社員・期間従業員の解雇する時期、人数については、事前に企業から届け出、あるいは聞き取り調査によってほぼ把握しているが、守秘義務があって公表できない旨の回答がございましたので、事前にお配付はできませんでしたので、御了解いただきたいと思います。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 守秘義務があるということだそうですが、それぞれの企業ごとに派遣従業員がどのくらいいるのかということについては恐らく守秘義務があるんでしょう。しかし、例えば大口町なら大口町内の公共職業安定所にかかわる部分においての全体の人数というのに対しての守秘義務というのは、私はないんじゃないかというふうに思うんです。個別の、例えば町内の自動車関連のさる大手さんは何人ですかということになれば、守秘義務が生じて当然だと思うんですけども、大口町全体で一体何人あるのかということ自体が守秘義務があるなんていうのは、私は到底理解ができないんです。再度問い合わせてください。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 一度確認させていただきます。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 確認して、わかり次第、ぜひお教をいただきたいと思います。

それから、2 点目にいく前に、私も日本共産党は、実は志位和夫委員長を先頭に、麻生首相に対して党首会談を行いました。これは12月5日でございます。これは雇用問題についての党首会談を行ったんです。自民党の関係者においても、第1野党の党首との会談というのはよくある話。それから、野党の党首が全員勢ぞろいして内閣総理大臣と党首会談をやるというのは、これも過去には前例があったんですけども、共産党の代表者と首相が直接個別に会談したということは、いまだに前例もなかったそうです。それほど雇用の問題というのは非常に重要な問題だと。これは何も共産党だけが言っているわけじゃなくて、自民党自身も、また今の政府自身も、これは重要な問題なんだと。そういうことで党首会談が実は行われているんです。だから、国自身も物すごい重要なことだという認識をしているわけです。だから、そういう意味では、大口町の自治体そのものも、この雇用の問題というのは、今、一番重要な問題なんだという、やっぱりそういう認識を持ってもらうということが私は大切だというふうに思っているんです。だから私はこれを質問させてもらったし、一番最後に書きちゃったんですけども、一番最初にこの質問を持っていかないかなというふうに思いかけたのは、私はこれを4日に出していますけれども、党首会談がその明くる日に行われて、たまたまタイムリーだ

ったわけですがけれども、しかし、私の中でもこれは本当に重要なことだというふうに思っています。

ここにもちょっと書かせてもらいましたけれども、一番目の質問のところですね。既に事業閉鎖をするという事業所もあるんです。これは来年の3月中に、私の家の近くの事業所ですがけれども、もう事業閉鎖をすると。それについて、掃除に来ておる人は12月いっぱいに来てもらわんでもいいよということになっているそうです。それ以外の従業員の人は3月の閉鎖までお勤めができるそうですけれども、しかし、それらの人たちは職を失うわけですね。そういう事例がもう既にあらわれています。

またさらに、そこはまだ小さな事業所ですがけれども、さらに大きな事業所については、もう既に残業もない。定時になると、従業員がどっとその事業所から出てくる。従業員用のバスもフル回転というような状況ですね。派遣従業員を運ぶようなワゴン車は、例えばコンビニエンスストアの駐車場に、コンビニの駐車場がとにかく満杯なんですよ、5時近くになると。何で満杯なんだろうと思ってね、コンビニの中をのぞくと、だれもお客はおれへんのですよ。しかし、コンビニの駐車場は満杯なんです。コンビニの駐車場で何をやっておるのかといたら、派遣会社の社員を寮まで送るワゴン車がいっぱいとまっているんです。派遣会社の名前も何も書いてないですよ、車にはね。従業員がぱーっと出かかると、その従業員の人たちがコンビニにどんどん入ってくる。そこでお弁当を買ったり何かして、その車に乗り込んで、多分、寮に行かれるんでしょう。そういう光景がずうっとあったわけですがけれども、しかし、そういうところでも、私、ある人から聞いたんですけれども、とにかく自転車置き場の自転車も急に少なくなったというんですよ。それから、毎日とにかく廊下を掃除しないと汚い廊下が、掃除しなくてもぴかぴかだといって、そのくらいもう既に従業員減らしといいますか、これは当然、派遣だとか、期間従業員の方だろうと思うんですけれども、そういう人減らしが町内でも起きている、そういうことだというふうに思います。

私は、年の瀬を迎える中、仕事がなくなる、そういう人を大量に生み出すということは本当に避けるべきだというふうに思います。もう既にやられているところもあるような気がするわけですがけれども、町内企業に、リストラはやめてほしい、雇いどめはやめてほしい。そういうことをきちっと町としても申し入れるべきだというふうに私は思いますけれども、この点において、町長の所見をぜひ伺いをしておきます。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 今大変、先ほどもお話にありましたように、100年に1度というような大変な状況になってきたな。そういう中でも、企業におかれましては、各社大変厳しい状況にあるかな、こういうふうに思っております。この環境を企業の方をお願いする、こういうこと

ではなしに、国も今、対応をされておるようでありますし、県の方もこれに対しての対応を考えられる、こういうことを思っております。私どももじっくりその対応を見ながら、私どもで何が出来るか検討をしてみたいと、このように思っております。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 国の対応の主なものは、何を考えておるのかと云ったら、雇いどめ等が行われた後のことの対応ですね、それが主な内容なんですよ。だから、例えば寮から追い出されたり何かした場合には、これは共産党も提案したわけですけども、それが今、政府の考えになっておるんですけど、雇用促進住宅にはあきがあるそうですね、今ね。1万3,000戸ぐらいですか。そのあきを利用して、一時的な住環境を確保していこうとか、そういう対応は考えているようなんです。ところが解雇そのもの、例えば雇いどめそのものに対して、じゃあどうするのかという点においては、非常に私はおくらしているというのが実態だというふうに思っているんです。

実はけさ、私も、12月9日に厚生労働省がパンフレットを出しました。これは11日からダウンロードできるようになって、まだつい最近のものなんですけれども、「厳しい経済状況下での労務管理のポイント」というパンフレットを出しました。これは現物です。パソコンからダウンロードすることができますから、私が持っているわけです。もう一つ、これはことしの10月に出してみえるものなんですけれども、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」について、こういうものが出されています。この二つとも、書いてある内容にそんなに大差はないんですけれども、しかし、ことしの10月に出されたこれを見ますと、雇いどめするには一体どういう要件が必要なのかということが書かれているんですよ。だから、どっちかという、企業が雇いどめするためには一体どんなポイントが要するのか。違法にならないように雇いどめすることをこれで教えてくれておるわけなんですね。ところが、そんなことはとても言っておられないような状況に今なっているわけですね。とにかく雇いどめそのものをやめさせなければならぬということも政府も思っているんです。

この中の見開きの1ページに書かれているわけなんですけれども、先ほどそちらにもお渡ししておきましたけれども、解雇の効力というのがあるんですけれども、期間の定めのない労働契約の場合どうなるのかという、権利の乱用に当たる解雇は、労働契約法の規定により無効となります。こういうふうに書かれているんです。労働契約法というのが、ことしの3月ですかね、施行されているんですけども、そういう法律の中で、権利の乱用に当たる解雇は労働契約法の規定により無効となります。これは期間の定めのない労働契約、だから要するに正社員ですよ。正社員の人はこの規定があるんです。

もう一つ、有期労働契約、要するに有期、期間の定めのある労働契約。これは何て書いてあるのかというと、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできませんと書いてあるんです。要するに、来年の3月まで契約期間がある人については、来年の3月まで雇いなさいよということが書いてあるんです、ここには。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されますと。わざわざ書いてあるんです。要するに、正社員よりも解雇の有効性は厳しい判断をしなければならないということを、厚生労働省のパンフレットですよ、ここに書かれているんです。ですから、特に契約社員、契約社員というのは要するに期間の定めがあるわけですね。こういう人については、契約期間中に解雇することはできないんです。これも労働契約法第17条にこういうことが書かれているんですけれども、有期労働契約については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において解雇することができません。こういうふうに書いてあるんです。

さっき町長さんも、今、企業もいろんな理由があるだろうというふうにおっしゃられたんですけども、企業のやむを得ない事由というのは一体何なのかということなんです。これはどうということが定められているのかということ、これは解雇についての判断というのは民事裁判等が大きな基準になっているわけです。例えば、解雇するには人員削減を行う必要性がどうしてもあると。もう一つは、できる限り解雇を回避するための措置をとったかという点。また、解雇対象者の選定基準が客観的・合理的であるのかどうか。労使との話し合いも当然されたのかということも解雇する上での基準になるわけです。だから、人員削減を行う必要性が本当にあるのかどうかという点でいけば、例えばトヨタ自動車という会社がありますね。トヨタ自動車は、前期は2兆円の純利益だというふうに言われていましたけれども、これが今6,000億だとか7,000億に、今期は大幅に利益が少なくなるという報道をされていますけれども、それでも利益はあるんですよ。利益があるのに解雇するというのは、これは解雇する基準には当てはまらないですよ。つまり会社はそのまま存続することができる、今、別に解雇しなくても。そういう意味では、今行われようとしている、特に契約社員、また派遣で働いてみえる社員についての雇いどめ、これについては会社の方に利益があるのに雇いどめが行われている、こういう事例が非常に多いわけですから、非常にそういう点では違法性が高いというふうに言われているんです。そういう意味でね。

だからこそ私は、町内の企業、どういう状態なのかということをお聞きしたいと思っておりますよ。町長さん、どういう状態なのか、それぞれありますからと言われるんだから、本当につぶれるような状態のところそんな無理なことは言えないということであるのなら、それはそれでいいですよ。しかし、少なくとも利益は一定確保もされている。株主への配当も十分にされている企業が、なぜ人員整理をしなければならないのか。これは雇いどめをする要

件には当たらないわけなんです。だから、少なくともそういう企業に対しては、雇いどめをするな、リストラをするなということ、私たちの自治体の町の長として、町内の企業のトップの方に言うことは私はできると思うんです、そういう意味では。ですから、ぜひそれを言っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時33分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時35分）

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） ただいまの御質問の前に、1点目の御質問の方ですが、現在、ハローワークで確認できている会社が1社ありますが、それが発表されると把握できてしまうという状況もあるというようなことでございます。あと、町内企業の派遣、それから期間・請負・契約等の4種類の種類がございますが、その辺の内訳についてはちょっとわからないという状況でございます。

それから今の御質問でございますが、事前に通告をいただきました御質問にも関係してくるわけでございますが、直接企業の方へ申し入れるというわけではなく、先ほど町長からも答弁させていただきましたように、国も相当本腰を入れ、さらにはきょうもニュースで言っておりましたが、本日から県内の七、八カ所におきまして、雇用相談、面接相談を愛知県が行うというようなことも発表されておりましたし、さらには全国178カ所ありますハローワークで派遣労働者の方を対象とした住宅の確保等、相談窓口を設けるというようなことで、これは若干、今の趣旨とは離れますが、いろいろな対策を講じようとしております。

そういう中で、大口町としても今月から創設されました国の中小企業の緊急雇用安定助成金制度というのを初めとする、そういう制度の活用がされていく情報等を収集する中で、動向を見て対応してまいりたいというふうに考えております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 動向を見ておったら、どんどん解雇されていっちゃうんですよ。ですから、これは緊急性がある問題ですので、直ちに行動を起こしていただかないといけないというふうに思います。

例えば、愛知労働局においては、恐らくですけども、今月の5日ぐらいには雇用対策本部

というのを開催しておられるというふうに思います。違いますかね。これには、県は常時参加、それから市町村はそれに随時参加をしていくと。これについては、雇用問題、住居問題などに対応していく。そういうことが既に県においても行われているんじゃないですか。そういう中で、町が動向を見ていくなどということを書いていいんですか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） いろいろと受けとめ方はあるかもしれませんが、これは今、国、さらには県へその対策が具体的に進められようとしている状況ということで、県下61市町村に具体的にそういう対策についての総合的な対応が一括でできるような形で、一つの市町村だけが対応するのではなくて、県内市町村がすべて同時に行っていけるような大規模な対応、対策がお示しされると思いますし、またそれに早急に呼応していかなければならないというふうに考えております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） だから、早急に対応していないから言っているんですよ、町の姿勢がね。早急に対応してほしいんです。年末を迎えるんです。いつそんな対応ができるんですか。今から動きかけないと、大口町の場合はよそのまちとは違う特徴があると思うんですね。ハイテクの町だといって41号線沿いにも看板があるぐらい、企業のおかげでこの町も成り立ってきた。こういう歴史があるわけです。

それから、たまたまですけれども、今年度、法人住民税においては、豊田市や田原市等々の影響よりも少なく済ますことができたというのも、それは異なる業種の企業が進出してきてくれたそのおかげというものもあるでしょう。それはやっぱり先人の知恵もその中にあったんだろうというふうに思うんですね。同一企業だけでは不安だということと言われて、その当時の先人の方がね、それでいろんな業種を誘致してくると。そういうことが行われてきたわけですね。その上で、今、大口町があるわけですけれども、しかし、今はどうかというと、そういうふうに進出してきた企業の中には、中を見ると、正社員よりも非正規の社員がどんどん今ふえていっている、そういう状況です。町内に住んでみえる人の中にも、非正規の社員の方が本当に今ふえてきているんですよ。

ちょうど私、議員になって4年目ぐらいですね。そのときもちょうど不況でした。平成10年ぐらい。ちょうど大口町も財政力指数が1を切るのか切らんのかというような時代がありましたよ、今から10年ぐらい前に。そのときも、じゃあどうだったかということ、働き口も少なくなってきた、同じ保育園に行かしている親御さんのお父さん、あそこは失業しているだとか、ここの人も今失業中だというような話がそのときも話題になりました。今、またそれが来よう

としているわけです。そういう中で、さっき渡したでしょう。読んでくれた。読んでもらわんと本当にいかなのですけど、「厳しい経済状況下での」と書いてあるんですよ、わざわざ。厳しい経済状況下の中でもということなんです。しかし、ここは守りなさいよということなんです、わざわざ。これは厚生労働省ですよ。そこら辺を認識しないとだめなんです。

二言目には、町の方からの御回答、いろんなほかの回答を聞いていると、これから地方分権の時代だといって、地方のことは地方でと言われるわけですけど、しかし、こういうことについては、まず自分たちが動こうとしない。これでいいんですか。本当に町民の皆さん、たまったもんじゃないですよ。こういうことで解雇がどんどん行われる、雇いどめがどんどん行われるようなことになれば大変なことになるんですよ。だから、そういうことがないようにするために、やはり町として独自に努力するということが当然のことじゃないですか。それを横並びで動向を見守る。動向をいつまで見守っているんですか。そういうことでいいんですか。給食費の払えない人もこれからどんどん出てきますよ、そんなことを言っていたら。違いますか。介護のためのサービスに係るお金も払えない人がいるとあって、きょうも僕は朝、来るときにテレビを見ていたら、そういう特集をやっていましたよ。ある施設では、1ヵ月に120万円も滞納が毎月毎月あるって。施設がこれじゃあもう立ち行かなくなってくると言っていましたけど。しかし、これは本当に金融情勢だけじゃなくて、雇用情勢も大きくさま変わりする中でそういう事態が、単に雇用だけじゃなくて、福祉の分野でも、いろんな分野に今影響が出ようとしているんですよ。こういうときに町が率先して動くということがなぜできないんですか。私はそれがわからない。理解できない。今の御答弁では理解できない。もう一度答弁願います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 今回の不景気は、先ほどもあったように、100年に1度の急激な不景気、世界的な規模での不景気になってきたという状況であることは、報道機関で言われておることです。現実には、非正規の派遣労働者等の方々の雇用どめというのが今盛んに言われておる中で、さらには企業によっては正社員へも波及しかけておるという報道が今されている状況になってまいっております。ここまですりまると、先ほども言いましたように、一市町村でできるところも非常に限られるところもありましょうし、規模が非常に広範囲でそういう経済状況が低下しておるという状況を見ますと、大きな組織での対応を待つ、また、その予算を持って対応していただくというのが根本的にあるのではないかなというふうに思います。

そういう中で、先ほど言った答弁になってくるわけですが、国、さらには県、市町村という形の組織があるわけですが、そういうそれぞれの対応が今されておる中で、間もなく市町村にもそういうものが実際に具体的なやれることの対応のものが出てくるのではないかなというふ

うに思っております。以上です。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、15時まで休憩といたします。

（午後 2時45分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時00分）

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 私は、雇いどめだとかリストラをやめてほしいと町内企業に申し入れてくれと言っておるだけなんです。それがなぜできないんでしょうか。これができないというのは、しょせん人ごとだからできないのか。どういうことなんでしょうか。なぜできないんですか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 各企業への申し入れがなぜできないのかという御質問でございますが、議員も既に各企業の経済状態というのは、ある程度つかんでの御発言であろうかと想像するところでございますが、今、非常に夏以降、特に9月、10月以降ですか、急激にお仕事が減って、仕事がないという企業が非常に多くなってまいりましたというふうに報道されております。そういう中で、来ていただいても仕事がないという状態にある企業が非常に多くなってきたという状況が報道されております。私の親族もそんなような状況下で聞いておるわけですが、そんなような中で、議員が言われるように、雇いどめというのは、本当に非常に厳しいのかなというふうに思うところでございます。

いろいろと報道機関で言われておりますように、政府の方も相当な大金を2年度にわたって緊急雇用等の対策に充てていくということが発表されておりましたし、特に中小企業に対しましては貸し渋りの対策ということで、金融機能強化法の改正法が12日に可決されて、中小企業の融資に役立てていくというような対策も講じられておるみたいですし、さらには雇用対策というようなことで、雇用の機会の創出ということで、これは政府・与党の関係ですが、案を示されて総理の方に提出されたということで、これは6日付の新聞であったわけですけど、その後、ちょっと私も情報をつかんでいないのでいかなのですが、それぞれ雇用対策の改正を示して、雇用機会の創出をしていこうということも行われておりますし、議員が言われるように、雇用のという視点ではないんですが、実際、そういう目に遭った方のいざ生活する場、例えば雇用促進事業団が全国に空き家が1万3,000戸あるような話でございますので、廃止が決定さ

れていない雇用促進事業団への入居のあっせんを優先的にしていくとか、それから非正規の派遣社員の方が雇用どめになったときに、その時点での企業の社宅等、そこへ入居していただければ国の方から6万円程度の援助をするとか、これも年内にさかのぼってやっていくというようなことも報道されておりましたし、考えられる範囲をいろいろと対策を講じてきておるといふ状況でございます。町の方といたしましても、いろいろと情報を収集させていただきまして、対策をできることからしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(1番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) だから、雇いどめ、リストラはやめてほしいと町内企業に私は申し入れるべきだと言っておるんです。町長さん。だから、申し入れるのか、申し入れないのか。それしか聞いていないよ。

議長(吉田正輝君) 町長。

町長(酒井 鎧君) 今回のこの問題は大変大きな問題だと思ひていますし、私ども町もこの問題に積極的に関与してまいりたいと思ひておひます。つひては内部での打ち合わせ、協議をさせていただいて対応してまいりたいと、このように思ひておひます。御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(1番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 早急に対応していただけるというふうに理解させてもらってよろしいわけですね。

議長(吉田正輝君) 町長。

町長(酒井 鎧君) この問題は大きな問題ですので、今、対応できるというお話はできないので、雇いどめ云々という話でありますけれども、全般に関して協議をする必要があると。これにはしばらく時間がかかる。こういうふうに思ひておひます。早急に返事ができないことをお許しいただきたいと思ひます。

(1番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) まず、町内に派遣で働いてみえる人や期間従業員がどのくらいおるのかということも把握できずにいるんですよ、今。これは本当に恐ろしい話ですよ。こういう人たちが全部雇いだめだとか解雇されたらどうなるんですか。その影響たるや、庁内で話し合っておるとかどうとかという以前の問題じゃないんですか。まずやれることは何があるのかという

ことで、書かれているんですよ。まず、会社がどうしても従業員を解雇しなくちゃつづれちゃう場合はしょうがないと言っているんですよ、厚生労働省も。しかし、つづれるようなことがないんだったら、解雇は回避しなさいということが書かれているんです。理解していますか、これ。していないですよ。今の経済状況下の話をしているんじゃないですよ。それぞれの個々の会社がどういう状況なのか、これをまず把握することなんです、町としては。その中で、解雇をしなくてもいいような企業は町内にあるんですよ。利益も出ているし、株主にも配当を出しているような企業はあるんですよ。そういうところは、要するに雇いどめはやるべきでないということが書いてあるんですよ、これは。だから、はっきりしているんです。なぜそういうところにすぐに申し入れできないのか。これは私にはとても理解ができない。やるべきじゃないですか。

それ以上答弁が出ないということであるのならば、しょうがありません。しかし、早急に対応してくださいよ、これは。そうしないと、年末を迎える中で大変なことになると思いますよ、ほかっておけば。町としても、これは積極的に対応していく方向でいかないといかんと思いますよ。

私のうちの周りにも、ワンルームマンションが本当に今ふえてきているんですよ。その車のナンバーも、愛知県の尾張小牧のナンバーじゃないんですよ。とんでもない遠くから来ている人たちもいっぱいいるんですよ。そういう人たちにもこれは影響を及ぼすことなんです。ですから、ぜひ早急に対応していただきたいというふうに私から要望しておきます。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 吉田議員から再三にわたって、雇いどめをやめよと。こういうことで町が動く、こういう話でありますけれども、その話についてはマスコミ等、あるいは新聞紙上等、盛んにやられておることで、そのことを念をつくことは、私どもは必要がないな、こういうふうに思っています。

そして、逆に言えば、町として何ができるか。こういうことを議論していくことが必要であろうと思っていますし、この議論をすることに対しては、きょう言ってあした変わるわけにはいきませんので、抜本的な対策を、またこれから新しい施策を展開していくと。こういうことで考えていきたいと思っておりますし、そういった雇用に対して、どういう方法があるかということは既に議論もしておりますし、なかなか難しいなあと、こういうふうに思っていますし、大口町に働く人たちが、あるいは大口町の企業に勤めて大口町に働く人だけのことなのか。そうではなくて、やはり全体的なことなので、そうしたことが全体に考えられる、力になっていけるそうした施策、あるいは、町民にとってもこれからの方向性を示せる施策を考えていかなければならない。こういうことでありますので、早急な対応というよりは、抜本的な今の時代

に合った施策展開を考えていく必要があるかな、こういうふうに思っております。ぜひ御理解をいただいて、またお力添えをいただきますようお願いをしております。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 抜本的な対策というのは、確かに要ることでしょう。しかし、緊急な対策も要るんです。そういう意味では、自治体の長が町内の名立たる企業に対して、ぜひ雇いどめはやめてほしいということを行うということは、非常にインパクトのあることなんです。それが、ひいてはそれぞれの方々の暮らしを守ることになるんです。だから、行動そのものは何も町内だけの問題ではないんです。非常に大きなインパクトを世間に与えることになるんです。そういう勇気がないのかどうなのかということを私は問っているだけのことなんです。それができないということであるのならば、しょうがありません。

非常に私は今、落胆をしているところであります。いま一度考え直していただいて、ぜひ雇用が守れる、そういう企業は町内の企業の中には当然ありますので、雇いどめをしなくてもね。利益はきちっと確保されている。そういうところについては、雇いどめをするなどということぐらいのことが言えないということでは、本当に私は非常に残念でならない。そのことを申し添えておきます。

次の質問に行きます。1 点目の障害者福祉の充実をという点でございます。

障害者手帳や療育手帳、こうしたものをお持ちの方は一体どれくらいあるのかという質問をさせていただきます。資料もちょうだいをいたしました。身体障害者手帳の保持者の方は 631 人、それから療育手帳の所持者の方は 110 人ということだそうであります。また、そのサービスはどんなサービスがあるのかというのが資料の 2 の中に入っているようでございます。それぞれどんなサービスが利用されているのかということまでは、どうもこの資料の中には入っていないようでありますけれども、一定のこうした資料が出てまいりました。療育手帳と身体障害者手帳を合わせると 740 人程度ということでありますけれども、この障害者手帳とは別に、精神障害者の方も今手帳が多分交付されているんですね。そうした方も合わせると、これ以上の人数になっていくのではないかなというふうに思います。

その中で、障害者自立支援というのが始まって、今、居宅系サービスや日中活動系サービス、それから居住系サービスということで、資料の 1 - 2 というところで、一覧表になっているところです。これとは別に福祉サービスということで、町単独事業ということでレスパイト事業ね。例えば、介護している方の骨休め等にも、このレスパイトというのは利用できるわけですよ、具体的には。それとか冠婚葬祭等々があって、障害のある方を一時的に預かってほしいとか、いろんな形で市町村によって、このレスパイト事業というのも内容がいろんなことをやってい

るもんですから、違うというふうに私は思っているわけですがけれども、そうした中で、私はいつも思うことなんですけれども、障害のある人というのは全町民の中で比べると明らかに少数派だと思うんですね。身体障害者手帳や療育手帳を保持している人ということになると、例えば大口町全人口で割り返した場合、10%には満たないわけですね。そういう意味では、少数派であるというふうに思います。しかし、そうした障害というのは、いつ何どき自分が障害になるのか、それは絶対わからない。だれでもそうなる可能性があるというふうに思います。しかし、こうした障害者福祉サービスというのは、少数派ゆえにその施策が後回しにされ続けてきた。そういう歴史が私はあるのではないのかなというふうにも思っています。

例えば、戦後の福祉の歴史をひもといてみますと、長くなるのであんまりやりたくないんですけども、例えば生活保護法というのは1949年9月にできているんですね、一番最初に。それから、児童福祉法というのは1947年、身体障害者福祉法というのは1949年、そういうことですね。精神障害者福祉法というのはもっと後ですよ、たしか。身体障害者の方に対する施策というのは、後回しになってきているというふうに思います。

私の身近な人の話ですけども、24時間、通常の日常生活とは別に介護をし続けなければならないお子さんをお持ちの方がお見えになります。経済的にも大変ですので、当然、奥さんも働きに出てみえる。夜11時ぐらいまで働いておられるときもあります。その方に連絡をとろうと思っても連絡がとれない、そういうときもあるんです。昼間は、きょう配付していただいた居宅系サービスや日中活動系サービス、こうしたもので割かし昼間はこうしたサービスを頼ることが大口町の場合できるんです。ところが深夜といいますか、夜間、こうしたものに対する在宅サービスが実はなかなかないんですよ。これは、私はぜひ夜間、深夜における在宅サービス、例えばホームヘルパーさんを派遣していただけるような制度がないと、これは高齢者の方の介護でもそうだと思うんですけども、夜中にトイレに起こしたりだとか、何度も何度も夜中に起きなければならないというようなことがあるんです。ちょっと家族の人たちというのは体が休まらないんです。だから、そういう意味では、もっともっと私はこの障害者福祉を充実させる必要があるというふうに思うわけですけども、町長のまず見解を伺っておきます。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 障害者の方々に対する夜間、深夜のサービスの提供という観点での御質問かと思います。

大口町を提供地域としましての深夜におけるホームヘルプを行うような事業所につきましては、現在のところ、近隣市町、大口も含めてでございますが、把握をしておりません。個別のサービスにつきましては、今後、現在も地域包括支援センターの方で障害者に対する相談業務を行っておりますので、こういった点での支援を行ってまいりたいということで考えておりま

す。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 今、部長から答弁がありましたけれども、残念ながら、ないですね。だから、そういう意味では、地域包括支援センターで相談するぐらいで、相談して自分のかわりがやってもらえるのかということ、そういう問題ではないわけですので、本当に介護する家族の人たちは体が休まらない。そういう状況に置かれているということが、この点からも明らかであります。

私は、せっかく障害者自立支援サービスというのが始まったにもかかわらず、こういうサービスがないということは、法律の名前のとおり、自立することもできないのではないかなというふうに思うんですね、そういう意味では。だから、本当に不十分なサービスになっている。このことを指摘しておきたいと思いますし、今後とも、深夜における在宅サービス、夜間における在宅サービス、こうしたものが行っていきけるような方法も、私は、それぞれ大口町だけで考えると、そんなに利用者があるわけじゃないから、さきほど言ったように少数派だからね、障害のある人というのは。だから、なかなかそのサービスを起こすことはできない。しかし、もっとパイを広げて、近隣の市町と共同して、こういうサービスもあった方がいいよね。そういう中で、さまざまな社会福祉法人や事業者の方とも共同しながら、こういうサービスをぜひ起こしてほしいという要望は、どこの自治体でも私はできると思うんですよ。相互にそれは利用し合えるというようなことも私は検討すべきだと思うんですよ。だから、そこがないんですよ、今。町だけでそれぞれ今考えようとしているものだから、そうなっちゃうんです。これもそうじゃなくて、ぜひもっと広域な面で、お互いに利用し合える、そういう形でぜひ検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (水野正利君) 議員から冒頭にお話がありましたように、障害者につきましては、少数派であるということについてはだれもが認めるところでございます。特に、深夜におけるサービス事業所がないということにつきましては、やはり採算性の高いということが一番経営難ということになってくるということで、これが問題になっているかなと自分では判断しております。

今、広域的にというようなお話がございましたが、急転直下そういった体制づくりができるということは考えておりませんが、行政間での情報交換等の機会もございますので、また話題にさせていただきたいと思えます。

(1 番議員挙手)

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 話題にさせていただくと同時に、話題にするだけではなくて、具体的にしてほしいんです。そうしないと、いつまでたってもこの問題は解決できない、解決されない。それはなぜかといえば、少数の人たちの問題だからというふうに片づけられてしまうんです。これは障害のある方、もしくは障害のある方を介護してみえる方の声です。私が直接聞きました。自分たちは少数だから、なかなか行政も動いてくれないんだ。これが非常に寂しいことなんだ。こういうふうに私に言われたんです。ですから、障害というのは、だれしも障害になる可能性はあるんだと。これはみんなの問題なんだということを本当に自分の問題として考えて、話題にするだけではなくて、具体的にしてほしいんです。話題も当然しておらないかんですけど、具体化してもらわないと本当に始まらないんですよ。だから、そういう意味で、ぜひ部長さん、またその部署の方々とも今後も相談しながら、他の市町村の担当者の方とも緊密に連絡をとりながら、そうした施策をぜひとっていただきたいと思います。

次いで、この障害者自立支援法によって、それまでの支援費制度においては自己負担がありませんでした。これは資料の2 - 1のところでは負担の上限額というのが多分出てきておりますので、それから資料の2 - 2というところに、それぞれ軽減もされている状況が出ています。いずれにしても、例えば1人で車いすで生活してみえる方で、人の手をかりなければトイレにも行けない。そういう人は、当然、人の手をかりるわけですが、それにはお金がかかるということなんです。つまりトイレに行くにも、お金がないことにはトイレに行けないということになっちゃうんです。これが今の障害者自立支援の一番過酷なところではないかなというふうに思います。これを応益負担というんですね。当然、そういうサービスを受ければ、そのサービスにかかった対価は払うのは当然だ。それが平等なんだという物の考え方です。しかし、トイレに行くのにお金がかかるなどという、そういう平等があるんですか。障害のない人は、お金がなくてもトイレに行けるんです。そういう意味では、当然、トイレに行ったり、どこかに遊びに行ったりするのに、自分の体が不自由だから、そのためにお金を払わなければならないなどということは、だれが考えてもおかしなことですよ、もともと。違いますかね。だから私は、この応益負担というものそのものを廃止すべきだというふうに考えているわけです。

例えば、大口町でこの応益負担を廃止するには、一体どのぐらいの予算がかかるんでしょうか。私ども日本共産党は、障害者自立支援に係る応益負担は年間、全国ですよ、320億円だそうですよ。このお金があれば応益負担をゼロにすることができるというふうに提案していますが、これはちょうど政党助成金というのがありますね。国民1人当たり250円で、1億二千数百万人分の250円分が各政党にばらまかれています。我が党はもらっておりませんけれ

ども、それがちょうど320億円ぐらいだそうですよ。このお金があれば、実は障害者自立支援に係る応益負担をゼロにすることができる。こういう提案をさせていただいております。大口町でこの応益負担を廃止するには、一体幾らの予算があればできるんでしょうか。教えてください。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 質問の細かい2番のところでの御質問かと思いますが、私も御質問の趣旨を少し間違えたかなということで、資料2-1を配付させていただきました。これを見ていただきますと、障害者自立支援法に基づく所得区分ごとの負担上限額、さらには19年度と20年度の特別支援対策が講じられる中での低所得者に対する負担上限額。こういった資料を御提供させていただいておりますが、大分議員のお求めのものとは違うということで、ただいま御質問のありましたサービス提供に対する自己負担額の総額については少し把握しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 予算書を見ても、いろんなところにばらまかれているもんだから、要するによくわかんないんですよ、本当のところ。ぜひそれがどの程度のものになるのか。例えば、町単独事業とそうじゃない障害者自立支援におけるサービスと、二つに分けて考えなくちゃいけないとは思ってますよ。町単独部分は町単独部分でどのくらいかかるのか、それから障害者自立支援、国の法に係る部分と二つに分けて考えなくちゃいけないと思うんですけども、そこら辺が、私も予算書を見ている、なかなかわかりにくいところではないかなというふうに思っています。

とにかく、国においては320億円程度で障害者自立支援に係る自己負担、応益負担分については無料にすることができるわけですので、そう大した金額じゃないと思うんですね、町において例えばこれを実施した場合においても。ぜひ来年度、法人町民税が、過去、昭和54年でしたか、56年以来、過去最低だという御答弁も午前中あったわけですけども、大変な時期かとは思いますが、しかし、一定の私はこうした障害者の方に対する、トイレに行くにも金がかかるような、こういう自己負担というのはぜひやめていただきたいというふうに思いますので、国がやってくれないのであれば町がそれを負担する。そういうことも私はやぶさかではないというふうに思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 不幸にして障害等を負ってみえる方につきましては、私の身近

なところでもお見えになりますので、議員のお言葉はよくわかります。自己負担についての把握、さらには町での検討ということでございますが、この御質問中に、具体的に法に基づくサービスの自己負担、さらには町制度としての自己負担、こういった金額をお示しすることはできませんので、また後刻、機会がありましたら、できるだけ早い時期にまたお示ししてまいりたいと、かように考えます。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 施設の側から質問をいたします。

障害者自立支援というのは、介護保険の方の介護報酬と比べますと、障害者の施設というのは、圧倒的に少ない金額でしか報酬がもらえない状況になっていると思います。どこも多分赤字。その赤字の幅を少しでも少なくするために、正規職員ではなく非正規の職員を今どんどんふやしていつている。施設によっては、施設長すらも非正規にしていつているような施設もあるということも私は聞いているわけであります。こういうことでは、障害者の方の自立はますます遠のくばかりというふうに言わざるを得ない、こういう状況があります。

私は、介護保険においては介護報酬を 3 % 引き上げる云々ということ、今の景気対策の中で、どうも政府も打ち出しているわけですが、こちらの障害者自立支援の方においては、かなり私はお留守になっているような気もせんでもないわけです。ぜひ町といたしましても、障害者施設に対する報酬、これはなぜ下がってしまったのかというのも原因があるわけですが、それまで月割りだったものが日割りになったというのも一つの大きな要因ですね。だから、日割りになっちゃったものだから、一日一日来てもらわないと報酬が入らなくなってしまう。利用者の方が風邪を引いて休んだりすると、収入が減ってしまう。だから、うちの子供は風邪を引いても、どうやってでも施設を守るために行かせていますという涙ぐましいお母さんやお父さんたちの声を私は聞いています。本当にひどいことじゃないですか。障害のある人ですよ。そういう人たちが、熱があっても施設を維持するために行かせなければならない。こんな非人間的なことを押しつけるということは、本当におかしいというふうに私は言わざるを得ないんです。そういう意味では、障害者施設への報酬の引き上げ、これを国にきちっと申し入れるべきですよ。こういうこともぜひ行っていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長 (吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (水野正利君) 報酬の引き上げということでの御質問でございますが、現在、厚生労働大臣の諮問機関でございます社会保障審議会の障害者部会、こちらの方で来年の 4 月に向けまして、自立支援給付費の報酬の改定が検討されております。当然、介護の方につきま

しては、議員からお話がありましたように、3%程度の引き上げということが今考えられております。恐らく障害につきましても、施設のこういった厳しい雇用状況をかんがみますと、引き上げになってくるのではないかなということは思いますが、これもあまり楽観はできませんので、少しこの保障審議会の方の動向を見守ってまいりたいと、かように考えております。

(1番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 動向を見守っておるうちに、それも決まっちゃいますので、要するに、そこが決まる前に声を上げていかないことには、引き上げにならないんですよ。わかりますか、言っておる意味。ちょっともう一回答弁してください。

議長(吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 先ほど、資料の1-2あたりでお示しましたように、障害者自立支援に係る制度としましては、国の制度、それから市町村の制度、さらには大口町単独の制度、こういったものがございまして、核になるのは、やはり国の制度であります。ですから、そういうことから言いますと、同じ一つの法の中で全国津々浦々制度を展開しておるということとなりますと、大口町だけがというわけにはいきませんので、これにつきましては町村会等を通してというようなことでの要望になるかなと思います。

(1番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 多分、全国町村会でもそういう要望をしていると思うんですよ、もう既に。ですから、そういう意味では、各町村がまたそれぞれ個別に声を上げていくということは、別に何もどこかから後ろ指を指されるようなことじゃないんですよ。だから、そういう報酬等が決まる前に声をさらに上げていかないことには、これはだめなんです。だから、そういう意味で私は質問をしていますので、よろしく願いいたします。

続いて、後期高齢者医療制度について質問をいたします。

後期高齢者医療制度については、これも資料が、6月分の医療費の支給額等々、こういう資料が出てきております。それから、65歳から74歳までの後期高齢者福祉医療の助成額というものも出てきているわけでありまして、いずれにしても年金からの天引きが始まりました。きょうはちょうど年金の支給日で、12月15日でございますけれども、きょうも高齢者の皆さん方は、後期高齢者医療制度の保険料が年金から天引きされる日なんです。これは本当にひどいという声が、私は伺っているところであります。これも口座振替をするのか、年金から天引きするのか。これは来年度から選択制にするというような動きがあるということは、私も今承知をしているところであります。

しかし、天引きを続けるということになると、非常に困る人がおられるんですね。これは何かと云ったら、こうした高齢者の人たちを扶養している扶養義務者の人たちです。要するに、年金からこの保険料を天引きされていると、高齢者の人がその保険料を払ったということになって、要するに息子さんね、扶養義務者というのは息子さんだとか娘さんなどが当たるわけですが、その方たちの社会保険料控除の対象にはならないということになるんです。つまりどういうことになるのかということ、扶養している人たちの所得税や住民税が増税になってしまう、逆にね。控除ができないがためにね。そういうことが現に起ころうとしている。これが困った事例だというふうに私は思っているんです。

時間がないのでどんどん行っちゃいますけれども、そういうことでは家族全体の家計を見た場合、増税になるようなことでは非常に困るわけですよ。だから、そういうことにならないように、例えば後期高齢者医療の保険料については年金から天引きするだけじゃなくて、口座振替にすれば扶養義務者の人の社会保険料控除の対象になりますよとか、国民健康保険税も天引きが始まりましたけれども、439人の人ですか、そのうちの37人がそこの人は天引きをやめて口座振替の選択をされたそうですけれども、口座振替を選択しておけば扶養義務者の人の社会保険料控除に算入することができるわけですね、払った保険料。だから、そういうことを町としても積極的に住民の皆さん方にお教えするということが私は大切だというふうに思うんですけれども、町としてはいかようにお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 特別徴収から普通徴収が可能というふうになってきまして、こうしたことについて行政としてどのように関係住民の方に啓蒙・啓発していくかということですが、現在の大口町の取り組みとしましては、広報、あるいは大口町のホームページ、こちらの方にアップするとともに、窓口相談、こういった機会をとらえて普通徴収のメリットの啓発はいたしております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） 普通徴収という言い方も、なかなか住民の皆さん方からすれば、非常にわかりにくい言い方なんですね。普通徴収というと、銀行へ直接納付書を持って納めにいくのも普通徴収だし、口座振替で銀行口座から引き落とすのも普通徴収だもんだから、そうすると年金から天引きするのと口座振替と一体何が違うんだという話に結局なるんですね。けども、実は息子さんの社会保険料控除の対象になるのかならんのかということ考えた場合、年金からの天引きでは息子さんの社会保険料控除の対象にはならないよということがわかるかわからないのかということところが大きなみそなんですね。そういうことを75歳以上の人に説明しよ

うというんですから、これは私は大変なことだと思うんですよ。だから、大変なことをやるというのは非常に困難な話なんです。困難なことを実は国が始めちゃったんですね。逆に言うと、年金から天引きするということを、申し出があれば年金から天引きしますよというふうにしてあげばよかったんですよ。ところがそういうことをしなかったもんだから、今になってこういう問題が出てきちゃっているんですよ。だから、そういう意味では、後期高齢者医療制度というのは、非常に大きな発足するに於いての欠陥がこの点においてもあったのではないかなというふうに思うんです。

それで、2点目ですけれども、時間がないもんですからあれなんですけれども、後期高齢者医療制度は実は65歳の人も該当するんですね。これは愛知県独自の仕組みなんですけれども、それまで障害者医療、福祉医療ですね。障害者の方で福祉医療に該当する人、マル障ですね、一般的に役所の中で言われているのは、それに該当する人は、65歳になると後期高齢者医療制度に加入しないと、要するにお医者さんの窓口での自己負担は無料になりませんよということなんです。そうなるとうなるのかというと、保険料が発生するようになるんですね。障害のある人がですよ。一般の健常者と比べて、10年も早く保険料を払わなくちゃいけないということになっているんですよ。そんなばかなことがあるんですか。絶対私はおかしいと思うんですね。障害のない、例えば息子さんが社会保険でその扶養家族になっている人は、75歳になる直前まで、75歳になったその月までは要するに保険料を払わなくてもいいんですよ。ところが障害のある人は、65歳になった翌月からもう既に保険料が発生しちゃうんですよ。そんなばかなことといたしますか、そんな理不尽なことというのは、私はおかしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 後期高齢者医療と福祉医療の中での障害者医療との関係かと思いますが、この福祉医療制度につきましては、各都道府県それぞれの対応をしているということとは、議員もこれまでの質問等を通して、私どもにいろいろと御示唆いただいておりますので、65歳から74歳までの障害を持った方を後期高齢の方へ移行させたということには、1点には、これまでの老人保健法から高齢者の医療費の確保に関する法律、こういったものへの法律の名称変更があったのが大きな要因ではないかなというふうに考えます。といたしますのは、老人保健法当時にもう既に65歳から74歳の一定の障害のあった方、こういう方々は保険料の徴収こそなかったんですが、医療としては現行の後期高齢者医療と同じように、老人保健法に基づく医療を受けてみえた。こういう流れをくんでの今回の65から74歳の方の後期高齢者医療制度への移行でございますので、御理解を賜りたいと思います。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） それは愛知県が言っていることと全く同じことなんですね、今の部長さんが御説明していただいたのは。全くそのとおりなのでしょう。しかし、こういう措置をとっている県というのは、全国でも九つぐらいだそうです。その後、またさらに減っていれば別ですけれども、どちらかといえば少数派なんです。

後期高齢者医療制度は、65歳以上74歳までの障害者については選択することができる。後期高齢者医療に加入することもできるし、引き続き従前の保険の方にとどまることもできる。選択制なんですよ、本来は。その選択制なんだけれども、愛知県の場合は、お医者さんの医療費の窓口負担をゼロにするためには、事実上、選択ができないことになっちゃうんですね、現実には。選択されて、従前の医療制度にとどまっている人というのは、それこそほとんどいないんじゃないでしょうかね。お医者さんにかからんもんでまあいいわという人がおるかもしれませんが、しかし、障害のある人がお医者さんにかからんていうことはまずないわけですので、そういう意味でも、後期高齢者医療制度では選択することができるといいながら、事実上、選択することができないような状況を愛知県は作り出している、こういうことなんです。だから、そういう意味ではこれを改善するように、町の方としても私は求めていくべきだというふうに思いますので、その点について指摘しておきます。

東京都の日の出町は、最近のニュースですけれども、75歳以上の医療費を所得制限なしに来年度から無料にするということを報道しております。ちょうど日の出町の町議会の様子なども、賛成された議員、反対された議員、それぞれインタビューしていましたよね、テレビで。本当にびっくりしましたけれども、財政的に大丈夫なんだろうかという住民の声も報道していましたが、新たにできるショッピングセンターの固定資産税で十分賄えると町長は説明をしておられました。こうしたことは財政力の問題ではなく、どこに力を入れるのが問題だというふうに私は思います。そういう意味では、やろうと思えばできるということなんですよ。

大口町で高齢者に対する医療費の助成を私はぜひ行うべきではないかなというふうに思うんですけれども、資料を出していただいたんですけれども、大体年間どのくらいあると高齢者の人の医療費を、例えば75歳以上の人の医療費を無料にするには、一体いかにあれば無料にすることができるのか。ちょっとわかればお教をいただきたいと思います。わからなければいいです。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） ただいまの御質問ですが、手元に資料がございませんので、この場でお答えできませんので、よろしくお願いします。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 子供の医療費は18歳まで無料ということで、福祉医療制度、県の制度をさらに大口町の場合は充実していただいたところですね。ここに係る福祉医療、今の子供の医療費の助成については1億円ぐらいだったと思うんですけどね、年間の予算が。1億円ぐらいできるということなんですけれども、75歳以上の人の医療費についても、多分1億円ぐらいあるとね。若干、無料にすると医療費が伸びる、こういうことが考えられるんですね。ですから、福祉医療制度を充実させる場合は、二、三割程度その伸びは考えていかなければならない、そういうことも言われているわけですね。そういう意味では、せいぜい1億5,000万ぐらいあれば、1割負担の医療費を私は無料にすることができるのではないかなあというふうに思いますけれども、私の試算が間違っているでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 間違っているかどうかはちょっとわかりませんが、いずれにしても具体的に数字のことですので、あいまいな答弁はできませんので、一度正確にはじきまして、また先ほどの御答弁と同じように、後刻、機会があったらお示ししたいと思います。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 昨年度まであった老人保健制度で、大体年間たしか15億円程度ぐらいじゃなかったかなと思うんですね。だんだん人数が少なくなっていった関係もあるものだから、そのくらいで多分おさまったと思うんです。具体的に言えば、例えばその1割だとしても、せいぜい1億5,000万ぐらいあれば、私は75歳以上の人の医療費を無料にすることができるというぐらいの試算はできるというふうに指摘をしておきます。

続いて、時間がなくなってきましたね。介護保険の問題ですけれども、後期高齢者医療のところで保険料のお話もさせていただきましたけれども、実は介護保険については口座振替というのは認められていないんですね、これだけは。何でか知らんけれども。あとの後期高齢者医療の保険料や国民健康保険税、65歳から74歳の国民健康保険税の年金の天引きについては選択制もあるよと言っておるわけですけれども、実は介護保険料については年金からの天引きです。ですから、これも扶養している息子さんたちなどの社会保険料控除等には算入されない保険料になっている。これは私は問題だということも指摘をさせていただきました。

それから、深夜のホームヘルプサービス、これも先ほど障害者自立支援のところで述べましたのであえて言いませんけれども、一緒なんです。今度は、老老介護ということになってきますからね。ですから、どうしても夜、来てほしいと思ってみえる人は、私はこちらの方も結構な需要があるんじゃないかなというふうに思いますよ。つぶれちゃいましたけど、グッドウィ

ルというところが大手では唯一、深夜のホームヘルプサービスをやっていたんだけど、しかし、これがなくなっちゃいましたよね。ですから、そうしたところのサービスを利用してみえた人がサービスを受けられなくなってしまったということで、この点においても私は問題だというふうに思っています。

そういう意味でも、この4点目のところに書かせていただきましたが、高齢化率がいよいよ、65歳以上の人口ですけれども、25%を間もなく大口町でも超えていくんだらうというふうに思っています。たしか介護保険の大口町の事業計画の中でも、小規模多機能型のサービスの拠点づくり、これはぜひ1カ所は必要だらうということで、そういう計画もなされていると思うんですけれども、ところが国が今、小規模多機能型のサービスの拠点の推進ということで考えているのは、1中学校区に3カ所程度が望ましいというふうにされています。ちょうど大口町でいけば、各小学校区に1カ所ぐらいずつないといけないんだよということにちょうどなるんですね。前、中学校が二つあったときだったら六つ要るということになっちゃいますので、もっとたくさん要るのかもしれない。しかし、小規模多機能型のサービスというのは、実は各自治体で始められたのはいいんだけど、赤字の施設が非常に多いということで、これも問題になっています。しかし、自分の住んでいる近所で預かっていただける。それから、人間関係が急激に変わるわけではないわけですね、近所なわけですので。そういう意味では、非常に私は有益なものではないかなというふうに思うんです。運営によっては、もっともっと利用者をふやせる要素もあると思うんですけれども、町の事業計画の中では、小規模多機能型サービスもつくっていくというふうに言っていますけれども、具体的にいつからこれをやられるのか。この点についてお答えいただけますでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 今、小規模多機能型介護サービスのお話が出ましたが、これにつきましては、泊まれて、通えて、訪問してくれるサービスというようなことで聞いておりますが、大口町におきましては第3期の介護保険計画の中で、こういったサービス部門を設置するという計画がございます。ただし、小規模多機能を包含するような地域密着型のサービス、こうしたものを整備していきたいということで現在のところ考えております。その整備の時期につきましては、とりあえず21年度、広く呼びかけまして整備を進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） 1分半ぐらいになっちゃいましたけれども、ぜひ身近なところでサービスが利用できる、本当に歩いて行ける程度ですね、例えば、保育園が各地域にあるぐらいの

イメージだというふうに私は思うんですね。だから、そういう意味で、そうしたものをぜひきちんと対応していただきたいと思います。

それから4点目ですけれども、役場の窓口の対応の改善についてであります。1分ぐらいしかありません。

私のところに、役場の窓口での対応についての苦情がありました。役場の職員にばかにされたような対応をされて、その方は大変御立腹でありました。上から目線で対応されると腹が立つ、これはだれしもあるわけですけれども。役場の窓口におけるそうした対応、そうしたものの研修、ぜひ私はこれからも工夫をして行っていただきたいというふうに思います。例えば、百貨店へ行って研修してくるだとか、そういうことも私は必要なんじゃないかなというふうに、こんなことは本当は教えてやるようなことではないというふうに私は思っておりますけれども、ぜひそうした対応をしていただきますように、よろしく願いいたします。終わります。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、16時10分まで休憩いたします。

（午後 3時48分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 4時10分）

酒 井 廣 治 君

議長（吉田正輝君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 6番議席の酒井廣治でございます。

議長さんの御指名に預かりまして、御質問させていただきます。

ただいま4時10分でございます。5時30分までやりますと、10分間時間が足りませんから、なるべく簡単に御質問申し上げて、簡単・明瞭に御回答いただければ結構かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回、私が質問申し上げますのは、質問事項が3項目、質問事項内容が8項目となっておりますが、先ほども申し上げましたように、簡単・明瞭に御回答だけお願いいたします。

第1項目めにつきまして、安全・安心のまちづくりについてでございますが、その1項目めにつきまして、防犯灯についての御質問でございます。

近年、大口町内の防犯について、私は日ごろ感じているところによりますと、町に少し努力していただきたいことを述べさせていただきます。町として最善の方策を考えているということをお返答願えればありがたいと思います。

一つ目は防犯灯についてでございますが、各大字区において、夜間の警備のもとにボランテ

ィアの皆さんによるパトロールが行われておる現状でございます。それから、夜間パトロールを初め学童の登下校時における防犯、あるいは交通安全のために通学時の児童を随行するボランティアに参加していただいている方もたくさんお見えになるかと思えます。これは心から敬意を表するわけでありますが、大口町において、私の記憶するのには18年からだと思えますが、従来の防犯灯の設置を大字区の地域の行政に任せており、設置の補助や維持管理についての助成によって、町の中の暗い箇所については随分改善が見られたように思います。ところが、電気料、あるいは防犯灯の維持管理に関する費用については、設置箇所が多くなればなるほど地域の負担が重くなると。そのために隅々まで十分な明かりを設置することが不可能になってきました。といいますのは、その行政区によって防犯灯をつける検討がされると、こういうことなんですね。それは区長さんの判断によるものだと、私はそういうふうには想像はしておりますが、特に私が申し上げたいのは、広い町中以外の行政区の隣地の箇所ですね。行政区間、例えば下小口と余野の区間だとか、あるいは下小口と中小口の区間、行政区の境のところですね。そういうところが案外暗いような状況にあるわけなんですね。そういう状況について、やっぱり夜道を歩かれる方については恐怖さえ感じられると、こういうような意見を聞くわけなんです。例えば街路灯が多く設置されております柏森から役場へ来ます柏森大口線や小口線のような広い通りでございますね、約6メートル道路についておるとこには、本当に明るい立派な防犯灯がついておるわけですね。少なくとも全町に防犯灯の設置を行っていただいて、行政区間の暗やみを解消していただくようなお考えはないのか、ちょっとお聞きいたします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） まず、防犯パトロール協議会を初め、防犯に常日ごる御協力をいただいております個人あるいは団体の皆さんに、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

さて、今、酒井議員さんから御質問のありました防犯灯の計画的な設置についてであります。本町においては防犯灯が不足しているのではという御意見をいただき、平成16年度から2ヵ年間、1,600基計画と銘打って、防犯灯設置費補助金を従来の3分の2の補助から10割補助に増額をし、行政区に交付し整備に努め、平成17年度までに達成をいたしました。また、平成18年度には、行政区界を超えた通勤・通学路の防犯灯設置を同様の補助施策で実施をいたしました。この補助金を各区の裁量により単年度で防犯灯が設置できるよう、平成18年度区長会で御協議をいただき、平成19年度から行政区交付金の中へ組み入れました。

防犯灯の維持管理、設置については各行政区で行っていただいております。平成19年度末で町内で1,785基が設置をされております。そのほか、一部、行政区界、主要町道、集落から外れた通学路等に、町が設置をいたしました防犯灯が80基余り設置をされております。行政区

界の防犯灯設置については、場所が水田の中が多く、稲作被害等も懸念されます。したがって、近隣に防犯灯が整備されている道路があれば、御質問にありますように、安全・安心の観点から、その道路の通行がいただければというふうに思っております。

また、行政区界であっても、基本的には各行政区がその場所に防犯灯が必要かどうかを検討していただき、設置をしていただきたいと考えております。例外として、行政区界での他の行政区の住民の方が多く利用される場所等で、全町的に見て防犯灯が必要な場合において、町で設置をしていきたいというふうに考えております。

(6 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 酒井廣治君。

6 番 (酒井廣治君) ただいま総務部長さんから御回答がありました。十分御理解したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

再質問をいたしますが、町内に街路灯が明々せよとは私は申し上げません。都市計画道路である幹線道路には街路灯を設置することが当然であります。町の中に必要に応じて防犯灯が、本町の安心・安全なまちづくりに大切ではないかと思っておりますが、ここで、ある隣の町の設置費ですね、あるいは維持管理費に関する費用も、すべて町で負担するというのを聞いております。これを改善するお考えはないかということをお聞きしたいです。といいますのは、先ほど行政区の方の負担が、聞くところによりますと、行政区に来る負担の中において、そのお金を細分するというふうな御回答のようなお聞きをしたわけなんです。再度御質問申し上げますが、設置費と維持管理費に対する費用を町で全額持つという考えはございませんか。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 今も御回答を申し上げましたように、防犯灯の設置につきましては、平成16年度以降20年度に至るまで、この間にいろいろ制度の見直し、さらには防犯上、町としての目標設置をいたしまして、町としてそのような整備をしてまいった経過がございます。そういう中で、より迅速に町民の方の、あるいは地域住民の方の要望に対して対応がしていただけるようにということで、行政区交付金の中に組み込んで、現在、対応させていただいております。区長会では、やはり維持管理に係る経費が非常に高いというような声はたびたびお聞きをするわけですが、現時点の中では、この行政区交付金の中で各行政区において対応していただきたいというふうに考えております。

(6 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 酒井廣治君。

6 番 (酒井廣治君) よくわかりました。

次にもう1点、この防犯灯について質問いたしますが、よろしく願いいたします。

今、費用がかかると、あるいは行政区にお金がかかると御回答いただきましたが、今、本町における防犯灯は1灯式が多いかと思えます。私は、ある工事関係者に聞きましたところによりますと、その機械はメーカーによって金額が差異があるかと、こういうふうにお聞きしておるわけなんです。夜、パトロール等をやりますと、切れっ放しのところもあるし、ぽかぽか点滅しておるところもあるし、あるいは黄土色のような電気をしているところもあるかと思えます。これは行政区の今までの方の管理の仕方が悪いかなあと思うわけなんです。これを排除するためには、電柱にかけられている1灯式の明るさの不足も感じておりますが、この1灯式で、今申し上げましたように、電気が切れたときに、全く暗やみになるわけなんです。これを全町的にデザインを統一し、景観をもたせて、電球は2灯式にする考えはないかということ。万一、電球が切れた場合にも明かりが確保できるから、こういう方法をとっていただいて、あるいは全町が同じようなものを同じような業者さんから見積もりをとって買えば、安く僕は上がるんじゃないかと思っておるわけ。あるメーカーは幾ら、あるメーカーは幾らでは、町の行政区の中における費用の分担も違うと思えます。工事費は幾ら、工事費は1灯つけるには幾ら、あるいは中電に申請する費用は幾らと明細があるかと思えますが、そういう点について若干の、今現在、行政区で行われている対応をお聞かせ願いたいと思えます。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 私の知っておる範囲でお答えをさせていただきますけれども、防犯灯の設置につきましては、ここ近々、防犯灯の設置そのものの事業が始まったわけではございません。そういう中で、各行政区において、それぞれ特定のというんですかね、お決まりの事業者の方がどうも見える行政区もあるようでございます。そういうところで防犯灯の球切れ等については対応していただいておりますというのがどうも現状のようでありまして、今も言いましたように、以前、行政区交付金の中に組み込んでいくというような検討をする過程の中で、私ども、それぞれの行政区がおつき合いをしてみえる業者の方から金額等をお聞きしまして、それで一覧表を示して、こんな状態でございますというようなことを資料として提示をする中で、現在の制度に変わってきておるといのが現状でございます。今、お話がありましたように、それぞれの行政区において、その業者さんに専属で頼まれることによって、迅速な対応がしていただけるというようなこともお聞きをしておりますので、今、お話がありましたことにつきましては、一度区長会の中で一つの話としてお話をすることはできるかなというふうに思いますが、統一的なことになるのかどうなのか、そのあたりは区長会で十分に、今後も一つの話としてお話をしていきたいというふうには考えております。

6番（酒井廣治君） ありがとうございます。

2点目につきまして御質問申し上げます。最近の地震等々についての災害時の避難場所につ

いての質問でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

私たちの生活の中で自然にまさるものは何ひとつありませんが、万が一、災害時に身を守る最小限の備えをすることは、万民の義務ととらえ、日々の暮らしをすることが大事かと思うんですが、幸いに本町では、健康文化センター、あるいは町民会館、各小学校の避難場所がありますが、大規模な地震に際しては、道路が安全に通行できるかどうか不安でございます。歩行に不自由な病人や老人、あるいは幼児を抱えて避難を余儀なくされることとなりますが、大分以前のことでございます。下小口の学共が増築されるときに、失礼かと思いますが、酒井町長が新年互礼会の会場用に増築するというようなことが話題になりました。そのときに、身近な避難場所として、耐震工事の補強を兼ねて行くと説明を受けた記憶が私にはあります。また、その後、各学共において、耐震工事や改修工事について、身近な避難場所としての施設として整備していただいたと聞いております。

そこで、提案する意味の質問をするわけなんですが、当初の目的であった身近な避難場所としての学共施設、あるいはコミュニティー施設について、避難場所としての指定をする考えはないですか。ということは、今、学共は避難場所に指定はされていないかと思うんですね。その点について御質問申し上げますが、よろしくお願ひします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） まず災害時における体制づくりであります。今年度、当町は緊急地震速報に対応するためにJ - A L E R Tの導入を計画しまして、平成21年4月からの運用に向け、現在、工事を進めております。これは、各家庭の戸別受信機及び野外の拡声スピーカーから情報を迅速に提供できる体制を整備することによりまして、少しでも早い身の安全の確保につながるものと考えております。

さて、各地区では、自主防災会により、学習等共同利用施設やコミュニティー施設等で各種訓練、点検、防災講演会等、さまざまな訓練が実施をされております。したがって、町指定の避難場所ということではなくて、お地元の防災拠点として、自主防災会により、その地域に合った独自の活動を行う場として考えていただければと思います。町としましては、この活動に対し、組織を育成するとともに、住民の方への啓発も進めてまいりたいと考えております。

また、組織の体制整備にあわせまして、学習等共同利用施設やコミュニティー施設等がより有効に活用できるように、例えば防災倉庫、炊き出し用品の地域の防災拠点を整備し、町と地域が減災に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

（6番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 今、御回答をいただきましたが、ある程度は理解ができるわけなんです、再度ここで御質問を申し上げるわけなんです、学共等を活用するには収容人員の制限があるわけでございますので、一般的には大収容できる現在の避難所を利用していただくことが非常によいことだと私は思います。しかしながら、だれがどの施設を利用するかを決めておかなければ、避難場所の受け入れ態勢の都合上も混乱を招くのではないかと、こういうふう思うわけですね。ある程度の人員の把握と非常用備品や消耗品、あるいは非常食の備蓄計画にも影響が与えられるとか、こう思うわけです。大口町の場合は、今現在は大口町の裏の倉庫にあるとお聞きをしておりますが、これにはいろいろ問題点がありまして、定期的に検査をしなきゃいかん、あるいは定期的に食品の賞味期限等々が切れている場合があるから補給しなきゃいかんと。こんなような状況がいろいろあるかと思うんですが、これにおきましてでもいいですが、したがって地域の皆さんがこの施設を利用していただくには、指定の施設の案内をすることも必要ではないかと思うわけですね。やっぱり地域の皆さんがどうしてもすぐ避難場所となりますと、私でもそう思いますが、やっぱり近くのおばあさんは学共へ行きたい。あるいは、遠くの北小学校まで行かなあかんというようなこともありますと、やっぱりそういう案内が必要じゃないかと思うわけなんです、ひとつそらのところはどんなふうにお考えでございますか。お願いいたします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 大口町の地域防災計画では、先ほど議員からお話がありましたように、現在、小中学校の体育館、さらには町民会館、健康文化センターを町の指定の避難場所といたしております。それは、おおむねそこには一時的な収容人数、さらには長期的な避難者の収容人数等を計画書の中ではうたっておるわけでございますが、必ずしもそれぞれ指定をされた避難場所に行くというようなことが、その災害等の状況の中で可能かどうか。それはやはり非常に難しい部分があるのではないかなあということを思います。そういう中で、それぞれ地域に密着しております学習等共同利用施設、さらにはコミュニティー施設等が耐震等に耐え得る施設であれば、それは大いに利活用していただければ結構かなというふうに思いますが、今、町の避難所としての対応、私ども行政の対応といたしましては、避難所として指定した段階におきまして、それぞれ職員を配置して対応させていただいております。こういうことからすると、町の指定の避難場所の箇所数がふえれば、それなりの対応を、職員を配置するということにもなります。そういう観点からも、先ほどお話をしましたように、それぞれ自主防災会の中で、自主防災会でそれぞれのお地元の施設を避難所として地域の方を収容していただく。そして、その地域の避難場所、学習等共同利用施設等々、災害対策本部との連絡を密にすることによって、スムーズな対応ができるのではないかなあということも考えて

おります。ですから、今、お話がありますように、学習等共同利用施設までを含んだ町の指定避難場所とするようなことは現時点ではまだ考えてはおりません。

(6 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 酒井廣治君。

6 番 (酒井廣治君) よくわかりました。

最後にもう 1 点、地震について御質問申し上げますが、先ほど、J - A L E R T の件のときも私が御質問したかと思うんですが、大口地区は最大でも 5.6 ぐらいの震度だろうと東海地震予測をされておるかと思いますが、万が一、これ以上の大きな地震が起きた場合です。万が一、住む場所がなくなってしまった場合、あるいは仮設住宅をどのように設置するかを想定すると思いますね。今、私たちの地球では、大規模な災害が起きていると思います。そうなりますと、マスコミ等の映像で流されている被災地の生活は悲惨な状況であるということは再三御存じかと思いますが、ここ二、三日前にも、テレビで宮城沖地震のあの状況もテレビで放映され、ここの暮れはどうしても年を越せない、こんなような状況になるかもわかりません。そのために大口町についてお聞きしますが、例えば大口町が大規模な被災地となった場合、一時的に避難場所への移動を速やかに誘導することが第一に必要なと思いますが、ライフラインを一刻も早く正常に機能する努力をすることがあるが、倒壊した家屋や住民にはどのような支援を考えておられるか、お伺いいたします。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 私も新潟の中越地震ですか、柏崎等の被災地の現場を 2 回ほど視察に行く機会があったわけですが、その折に、今、お話がありました仮設住宅も目の当たりで見させていただきました。仮設住宅が一般に建てられておった場所というのは、やはり本町で言えばグラウンド、このようなところに仮設住宅が建設がされておったというのが非常に目につきました。ですから、本町におきましては災害救助法適用の場合、応急の仮設住宅につきましては、野球グラウンド等に設置をするということになるのではないかなというふうに考えております。

また、先ほどもお話がありましたライフラインの関係でございますが、それぞれライフラインの関係につきましては、上水は丹羽広域事務組合水道部において、あるいは電話につきましては N T T、東邦ガス、さらには中部電力、それぞれの事業所等におきまして、災害に対しての対応等のマニュアルができておまして、私どもの地域防災計画、さらには町の防災会議の折にそういう方にも来ていただきまして、一緒にそれへのトータル的な対応ができるように、現在、計画上、地域防災計画の中で位置づけしております。

6 番 (酒井廣治君) ありがとうございます。

続きまして、2項目めにあります清潔で明るいまちづくりについて御質問申し上げます。

そのうちのごみゼロ運動についてでございますが、私たちの住む大口町、皆さん御存じだと思いますが、田園の広がる自然が本当に美しい町であると、こういう気持ちになれるところでございますが、この大口町におけるごみゼロ運動を5月30日と決めて、全国の各市町村、これは全国的に行われると思いますが、本町においても桜まつりの時期、3月の終わりぐらいだと思いますが、五条川クリーンアップ作戦、それから全行政区に参加を得て、清掃活動が行われるんですね。

それで、実は私ごとでまことに申しわけないと思いますが、天気のいい日、雨の日もあると思いますが、散歩を兼ねてごみ拾いをしておるわけなんです、五条川の堤防、特に町道の交差点等々には、そのごみの多さは非常に目につくあまりでございます。実はけさほども、私のそばには小口線が通っておるわけなんです、いわゆるコンビニの近くで、サークルKでお買いになられてお食べになる。歩いてこられて、そのままぱっとほかれるわけですね。そういう現状もたびたび見るわけなんです、そういったことを踏まえまして、大切な田や畑に空き缶や弁当箱の食べ終えた容器を捨てていかれる方が非常に多いところなんです。先ほど申し上げました信号のあるところの交差点においては、ごみ捨て場の状態が非常に多くなっているような状態ですね。

そこで、このような現状にしているのは、ほとんどの人が、私はモラルに欠けておると思っておりますが、大口町として今のごみの散乱の状況について、清掃活動だけで十分でございますか。どんなふうにお考えでございますか、ひとつよろしくお考えをお聞かせください。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 1点目の御質問でございます。

ごみの散乱状況につきましては、議員の御質問のとおり、地域、場所によっては目に余る場所もあると感じております。不法投棄防止に関する看板の設置、さらには町内一斉に実施をするごみゼロ運動、五条川の桜の開花前に行っております五条川クリーンアップ活動などを実施しております。また、アダプトプログラム制度には、現在41団体、2,397名の方に登録をいただき、町内公共施設、道路などの里親として活動をいただいております。さらには、近年では地域における取り組みとして、河北区の河北上郷区地域安全パトロール隊、余野区の余防隊など、地域における取り組みも始まっております。こうした地域、あるいは団体と協働の形でごみの散乱防止に努めてまいりたいと考えております。

（6番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 酒井廣治君。

6番（酒井廣治君） 今、近藤部長の方から御回答がありました。内容そのものは重々わかる

かと思いますが、実際にこれをこの団体の方が計画的に実行されるかどうかというのが非常に大きな問題だと思うんですが、実は、こんな余分なことを申し上げても申しわけないと思いますが、教育長さんがここにお見えになります、現在、私が歩いておる範囲内において、例えば学生さんが、今、早朝訓練で、朝練というのがあるんですね。学生さんが2人ずつ歩いてみえる方があると思うんですが、私のごみを拾うのを見ておっても知らん顔をする教育。あるいは、向こうから歩いてくる学生さんが、ごみを拾う教育なんかをされているか。あるいは、小学校全体でもよろしゅうございます、あるいは親御さんでもよろしゅうございますが、私は教育長さんに聞くわけなんです、学校全体で、歩いてくるときにごみが落ちていたら拾う。あるいは、道路にペットボトルがあったら拾ってどこへでも片づけるような行動等を御指導されているかどうかということ、モラルの問題ですが、お聞きしたいわけなんです、どんなものでございましょう。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） ごみ問題、それからそれを直すための教育までの幅広い御質問でしたが、私も実は家の近くを犬の散歩をしております。森があります。その周りにいっぱいのごみが散乱している様子を見て、心を痛めております。けれども、量が余りにも多過ぎて拾ってすることはできなくて、どうしたものかなあ、頭を悩ましてその一人であります。昨年度も大口中学校の西側の道路で作業をしました。その折に、たくさんのペットボトルや、たばこの吸い殻や、お菓子の包み紙やら、ビールの缶やら、さまざまなごみが落ちている。そんな状況を見まして、大変心を痛めておりました。また、議員さんがおっしゃるように、交差点のあたりには車からごみを捨てる。そんな状況が どの人も御承知かと思いますが 多く、心を痛めている状況であります。

子供たちの教育についてであります、どの学校につきましても環境問題、それからごみを処理する、そういうことは日常的に指導をしております。例えば、給食で出るごみについても、きちっと分別をして出すような指導をしております。それがいろいろな場面に生きているかどうかは別問題であります。また、中学生になりますと、小学校よりさらに高度になりまして、ごみの処理やごみの問題について学習する機会がたくさんあるわけですし、やっております。頭では理解できるようになってきております。けれども、頭で理解したことが実際に行動となってあらわれるかどうかは大変難しい問題であります。私たち一人ひとりにそういう問題が、ごみに限らず、あるのではないかなということを思いまして、まずは子供たちというのは成長過程にありまして、その範は大人である我々一人ひとりが育てていく必要がある。確かに自分がごみを拾っているんだけれども、それを生徒が、あるいは児童が知らんぷりをしている。これは大変つらいことではあります、そういうことを見させ続けていくことが大人の責任であ

り、子供を育てていくことではないかなということを思っております。私も、随分、学校でトイレのげたをそろえ、また、ごみを拾っているときに、それに気づく生徒と気づかない生徒に心を痛めたことがあります。一人でも多く環境をよくしていこう、ごみをなくしていこう、そういう子供を育てているのは学校と家庭と地域で協力し、そしてその範を大人が示すということが私は大事ではないかなということを思っております。以上であります。

(6 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 酒井廣治君。

6 番 (酒井廣治君) 急に御質問を申し上げて、まことに申しわけないと思いますが、そうしたお考えが十分あれば、今後とも町の中は明るくなるかと思うんですが、最後に私、このごみ問題について、行政の方に一つだけ提案をしておきます。

一度、笑い話じゃありませんが、大口町の各行政区の中に、きれいな行政区をつくるというコンテストをやってみたらどうですか。1位のところには町長賞を出すだとか、2位のところには副町長賞を出すだとか、そういうような企画を一遍区長会等々に出されておやりになったらどんなものでございましょう。そうすると、楽しいきれいな町、大口町へ行くとごみが落ちていないぞと。あるいは、大口町へ入った途端に、この町はごみを落とさない町ですよと。あるいは、皆さんが監視をしておりますよと。そういう立て看板等々をかけて、大口町が他の市町村から、あそこの町へ行くときれいですよと、そのくらい誇れる町にさせていただくよう行政の方をお願いをしておきます。区長会等々に御検討していただくようお願いをしていきたいと思えます。

その次に、これはあまりいい話ではございませんが、犬のふん尿についてのお話でございます。これも町の中をきれいにするという意味でございますが、最近、特に動物を飼われる方が非常に多いわけなんですね。私も動物を飼っているわけなんです。現在、大口町には何匹かの犬の登録がされているかと思いますが、飼われる方のマナーの問題でございます。犬のふん尿が道路に非常に多いと。私もたまたま、ここにお見えになれる近藤局長と朝会うわけなんです。この前も近藤局長が、酒井さん、大変なことになりましたよと。朝暗いうちに歩いたもんですから、犬のふんを踏みましたよと。こういうような路上での会話をたまたましたわけなんです。私は、きれいに犬のふんを拾って帰ると、明るく日の朝には犬のふんがしてあるわけなんですね。これはやっぱりマナーの問題だと私は思います。

ところで、ここで一つお願いが、行政をお願いをするという意味ではございませんが、犬には登録をして、予防注射を打っているわけなんですね。その予防注射を打たれるところに、恐らくはきちっと犬のふんの指導、あるいは飼い方のマナー等々のパンフレットは出されているかと思いますが、しかし、守らない人は守らない。守る人は守る。良識の問題だと思えますね。

ここでもう一つお願いをしておきたいと思いますが、これは私が行政にお願いすることです。定期的に、お金はかかるかと思いますが、ダイレクトメールをお出しになってはいかがでしょうか。最近、ダイレクトメール、大口町から来た通知の中に、封筒の裏に判の押していないダイレクトメールが来たようなことがございますが、そんなことのないようにひとつ、最近、怪文書も多いわけなんです。中身をあけたら「大口町」と書いてありました。封筒の表は名前だけ書いてある。酒井廣治と書いてあるんですね。裏には判が押してありません。中をぱっと見ましたら「大口町」と書いてありました。こういうような状況が起こらないように、私は申し上げるんですが、お答えは願わなくても結構です。犬のふん尿については、やっぱりモラルの問題ですから、これは行政で担当されるかと思いますが、ひとつダイレクトメール等々を出される計画をよろしく御配慮をお願いして、犬のふん尿については御質問を終わります。

続きまして3番目に、これは大事なことですからちょっとお願いしたいと思います。五条川の雑草管理についてでございます。

先回の全員協議会等々に御説明があったかと思いますが、桜の問題、あるいは川の問題、五条川についてのお話があったかと思うんですが、いつも町長がおっしゃられていますように、大口町の生命は、北から南へ流れる五条川だと。五条川に育った大口町と。41号線を走って来ると、皆さんも御存じだと思いますが、宇佐美さんの手前のところに、多分、「桜のまち大口町」と書いた大きな看板がうたってあるかと私は思っております。たまたま41号線を走った場合ですね。向こうから走ってきたときはわかりません。それから、江南から入ってみえる方もわかりません。そういうような状況でございます。こうした町の中に、今現状、見ていただくとわかると思いますが、五条川というのは県の川だと認識をしておりますが、いわゆる側道の縁の草が非常に多い。そこには、先ほど申し上げました、ごみ等々がほかってある率が非常に多いわけなんです。ここの管理を、先ほども近藤部長さんからアダプトとかおっしゃっていただきましたが、11行政区に五条川を北から南へ分けて区別をしていただいて、清掃していただくようなことをできないかどうか。私は建設部長さんにお聞きしたいと思いますが、そうしますと、五条川というのはお互いにきれいにする、お互いに汚さないようにする心がけができるかと思うんですが、その点についてお伺いしますが、どのように考えてみえますか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 五条川の質問でありますように、五条川につきましては県管理の河川でございます。愛知県では、平成17年度より、自分たちの近くの河川を自分たちの団体がきれいにしたいという住民の皆さんの要望にこたえるため、愛知県管理河川の草刈り作業の

地域住民団体等への委託、通称ですが、愛知コミュニティーリバー推進事業が試行されております。委託金として作業料が支払われております。

また、平成3年度からは、県が管理する河川で草刈りやごみ拾い等の清掃活動を実施した団体に報奨費を支払う河川愛護活動報奨制度が実施されておまして、大口町では平成15年度から、矢戸川をきれいにする会の皆様が草刈り等の清掃活動を行ってみえます。

そこで、町といたしましては、町民の皆様にこの県の事業及び制度を積極的にPRすることで、この事業等を積極的に活用していただき、五条川を初めとする河川の管理を自分たちでできることは自分たちでという考えのもと、継続性のある活動が実施され、その活動が町内に広がっていくことを期待するものであります。

また、大口町といたしましては、水路敷や調整池の草刈り作業を農業生産者、老人クラブ、各種まちづくり活動を実施されてみえます団体等に順次委託していけるよう計画いたしております。以上でございます。

(6番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) 今、近藤部長さんから、いろいろ県の方から施策の報奨金をいただいていると。こんなような御報告をお聞きしましたが、私は初めて聞くわけなんです、できればそうした報奨金があれば、具体的に早く実行していただくようにしていただきたい。募る方法、だれかがやってくれるだろうと、こんなような考えではなかなか人は動きません。例えば、昭和橋から樋田橋の間はどこのグループがきちっとやる。それから、アピタの間はどこがきちっとやる。そのようにきちっとアダプト方式におやりになられてやられれば、本当に町のイメージアップが僕はできるんじゃないかと、こういうふう思うわけなんです。ですから、早急によいことは早くやっていただいて、都合の悪いことは後に回されることはよくわかります。私も営業をやっておりましたからよくわかりますけど、自分の都合の悪いことはいつまでも延ばすんですね。悪いことも本当に早くやっていただくように、やっぱり町全体が、非常に五条川がきれいになったなあと、こんなようなことを思われる大口町にしていきたいと思っておりますから、ひとつ五条川の雑草管理について、環境建設として早く具体的に方策を練って、今からでも遅くないと思います。21年度の区長会の際にはしっかりとした検討をしていただくようなことをお願いしておきたいと、こういうふうに思いますが、よろしく申し上げます。

散会の宣告

議長(吉田正輝君) 酒井廣治君の一般質問の途中ですが、以上で本日の日程を終了させていただきます。

引き続き、明日16日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 4時50分)

